

平成 27 年度

第 3 回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成 27 年 9 月 11 日 (金) 13:15 ~ 17:11

場 所 青森国際ホテル 5 階「芙蓉の間」

(司会)

ただ今から、平成 27 年度第 3 回青森県公共事業再評価等審議委員会を開会いたします。
本委員会の会議は、規定によりまして委員の半数以上の出席が必要となっております。
本日は 9 名中 6 名の御出席をいただいておりますので、会議が成立することを御報告させていただきます。

以後の議事進行につきましては、規定に基づき委員長にお願いしたいと思います。
武山委員長、よろしくお願ひいたします。

(武山委員長)

それでは私の方で進行をしていきたいと思ひます。

まず議事に入る前に、委員会の基本的な事項ということで毎回確認させていただいておりますけれども、最初に、会議は公開ということで進めさせていただきます。審議内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧します。議事録の公表に当たっては、各委員の了解を得て行うこととします。

また、委員会に関する報道機関等の取材対応は、私の方に一任くださいますようお願いいたします。

以上、委員の皆様の御協力をお願いします。

続いて本日の審議の進め方を確認します。議事は 5 項目で、次第にあるとおり順番に進めてまいりたいと思ひます。

(1) 再評価に対する附帯意見の検討です。対応方針としては県の対応方針どおり、1 事業中止、7 事業継続ということで、委員会の意見として既にまとめさせていただいておりますが、藤田委員の方から、むつ恐山の工区について附帯意見して前回審議をいたしましたけれども、意見が出されていたところです。

ということで、まず再評価の方に附帯意見を付けるかどうかを決めて、付けたとなった場合に、その文案というのをここでも揉ませていただければと思ひます。

その決定を踏まえて、知事へ提出する意見書の内容が固まりますので、資料 7 の意見書案というのを確認いただいて、意見書を取りまとめたいと思ひます。それが (2) です。

続いて (3) の事後評価の審議に入っていきますけれども、昨年度、この委員会で選定

した4つの事業について担当課の方から評価結果の説明を聞いた後に、評価結果の妥当性等について審議を行いたいと思います。また、再評価と同様に、委員会としてどのように考えるかを整理した上で知事への意見書という形でまとめさせていただければと思います。(4)です。

最後に(5)として、来年度の事後評価対象事業の選定、ここまで進めてまいりたいと思います。

昨年は4回目に若干取りまとめの部分だけ残してしまって、再度集まっていたかどうかを行いましたが、できれば今日でまとめられればと考えているところです。必要があれば次回ということで開催させていただきますけれども、できれば今日、まとめたいと思いますので、協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事の(1)附帯意見の検討を行いたいと思います。前回出された藤田委員の意見に対して、その概要と、それに対する県の見解をまとめていただいておりますので、その説明をお願いしたいと思います。これは道路課。

(道路課)

道路課の永澤と申します。よろしくお願ひします。それでは座って説明をさせていただきます。むつ恐山公園大畑線葉色沢工区について、藤田委員から2件の附帯意見がありましたので、意見、補足説明の概要及び道路課の回答について、資料6を用いまして御説明いたします。

1件目はヒバの移植についてです。

意見といたしまして、「観光資源として活用するため、道路法面上のヒノキアスナロ(青森ヒバ)については、樹齢100年以上の大きなものは可能な限り法面工を工夫して保存し、胸高直径8cm以下の細いものは周辺へ移植していただきたい」となっております。

また、補足説明といたしまして、「路面上の大木については伐採やむなしと思われます。移植可能なものは路面上の樹木についても移植をお願いしたい。青森ヒバは日本3大美木の1つで、青森県以外には存在しません、青森県固有種です。しかし年々減少しており、このままでは絶滅してしまう恐れがあります。観光上保存する価値大です。」というふうにいただいております。

これに対する道路課の回答は、東北森林管理局下北森林管理署では、下北半島国営公園範囲のうち、恐山周辺の約5,538haの区域を「森林生態系保護地域」に指定し、原生的な天然林のままで後世に残すよう保護しているとのことです。

今回御審議いただいている葉色沢工区周辺は、下北半島国定公園及び「森林生態系保護地域」外にあることから、森林管理署においても間伐、伐採などの森林施業を実施している区域と聞いております。

当事業は、下北森林管理署と協議し、許可を得て支障となるヒバ等の伐採を必要最小限にしたものであるほか、道路管理者として、倒木あるいは樹木からの落雪・雪庇・枯枝な

どが道路利用者に被害や影響を及ぼすことのないよう考慮のうえ、道路区域を決定していることから、道路区域内にある樹木については伐採することとしております。

なお、小径木のヒバの移植については、ヒバを所有している県内の各森林管理署が実施していないとのことであり、県としても移植は考えておりません。

ここで、本日、補足資料としてお手元にむつ恐山公園大畑線の倒木状況という資料を配布させていただいております。これは実際の横断図を使用しまして、現地にある樹木と同程度の高さ、大体15mぐらいを想定していますけれども、その樹木を実際の道路法面に残した場合のイメージ図、参考図です。それと下の方には当路線及び下北管内で実際にあった倒木等の被災状況写真を添付いたしました。

道路課といたしましても、日本3大美林の1つで、青森県固有種の青森ヒバにつきましては樹木の伐採を最小限とするよう考慮の上、道路設計を進めてきたところであり、その上で森林管理署と協議し、必要最小限の範囲で許可をいただいております。

補足資料の写真のとおり、倒木あるいは樹木からの落雪、雪庇等の影響が懸念される地域ですので、道路利用者の安心・安全を最優先に考え、道路区域内にある樹木については伐採することとしております。

次にクマタカのマニタリングについてです。

意見といたしましては、「継続中のクマタカについての調査は、青森県としてそのデータを管理していただきたい。具体的には、将来の下北の自然保護に役立てるため、クマタカの生息状況、生息動態に関するモニタリングは、工事中はこれまで通り毎年、工事完了5年後に、もう1回程度実施していただきたいこと。」

補足説明といたしまして、「クマタカは国の国内希少種で、このままでは絶滅の恐れが高い猛禽類です。公共事業によってその生息状況に影響をできる限り与えないようにすることは青森県としての責務と考えます。現在の事業実施は、専門家の指導を得ながら工事時期をずらすなど配慮がなされており、高く評価されます」といただいております。

これに対する道路課の回答といたしましては、当該地区における猛禽類調査については、これまでどおり、NPO法人おおせっからんど理事長、古川博氏の指導・助言の下で継続期間等の検討をしながら実施してまいります。

道路課からは以上です。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の道路課からの説明について、質問・コメント等があればお受けしたいと思いませんけれども。

藤田委員、お願いします。

(藤田委員)

まず1番目の方ですが、まずここの回答にあります「森林生態系保護地域」というところにヒバがあるのは存じていますけれども、これが車道際にないことから、観光者というのは大体車で移動しますから、車道際のヒバが重要かと思えます。

そういう意味では、今見れるところはここのむつ恐山公園大畑線と、あとは恐山周辺の道路、その周辺の道路がむつ恐山公園大畑線かもしれませんけれども、ちょっと車道の名前は分かりませんが、むつ市の方から恐山の方に、南から北に向かって通っているあの道沿いがよく見られる限られた道路ではないかと思えます。

そういう意味では、まずその「森林生態系保護地域」に残っているからここは無くなってもいいんだというようなことにはならないのではないかとということが1つあります。

また、森林管理署の方で移植しないから移植しません、移植する必要がないという御回答なんですけど、森林管理署は当然、道路敷ということで青森県さんの方に払い下げをしたので所有者は青森県になるかと思えます。ですから、その意味で道路課さんというか青森県の方で木を切らないで移植すると、道路敷内の法面に移植すると。この前の説明でも道路敷の法面には木を植えるようなことを言われていましたので、その緑化木として小さなヒバにつきましては植えられるのではないかというふうに思えます。

また、今日の資料に写真が付いておりますけれども、ヒバというのはかなり堅い木でして、ミズナラよりもまだ強いと思えます。この木が何の木だかちょっと分からないんですけども。危険なものは当然、見ていけば分かりますので、危険だということであれば当然切るのは問題ないかと思えますが、それ以外のものまで切ることはなからうという趣旨です。

そして、法面の工夫によりまして、大きな木は切らないですむというようなことは十分考えられますので、そういった可能なものについてのみ、できたら大きなものは残してもらいたいと。それから小さなものはそんなにお金もかけずに、手間もかけずに簡単に移植できるので、移植してもらえないかという意味でございまして、それがもうちょっと違った理由であればしょうがないとは思いますが、ここの回答にある意見ですと、もうちょっと工夫で何とかならないかなと考えます。

それからクマタカの件ですが、ここに書いてある継続期間等の検討をしながら実施ということは、具体的に工事期間外のことまで入っているのかどうかということで、分かりません。まず一番大切なことはデータとして道路課さんの方でこういったクマタカへの影響がないかどうかといったようなことをせつかく調査されていますので、そこを補完といたしましょうか、管理して今後役に立てていただきたいということがまず1つです。そこをまず何とかしていただけないかどうかということが1点。

それからもう1回ぐらいは、工事完了後も調査をすれば、はっきりとクマタカへの影響がないということが分かりますから、こういった貴重なデータを、青森県さんだけではなくて全国的にもクマタカというのは工事との関わりが問題になっていますので、貴重なデータとして保護管理して、他の事業に役に立てていただけないかという趣旨でございまして。

ですから、もう1回言いますと、2番目につきましては継続期間等の検討をしながら実施というところを、もうちょっと私の意見に対しての回答ではどうなるのかということの説明いただければと思うのですが。

以上です。

(武山委員長)

道路課の方から。

(道路課)

まずヒバの伐採、移植の件の方からお答えいたします。

1点目が森林生態系保護地域に指定されております。この森林生態系保護地域なんですけれども、原生林のまま厳密に管理する保存地区、ここは人が簡単に入れないような形になっています。

(藤田委員)

確か恐山の宇曽利湖の周りがそこだと思いましたが。

(道路課)

宇曽利湖の周りは保全利用地区というふうに、バッファゾーン、緩衝地帯みたいな、そういう位置に位置づけられておりまして、この2つを合わせて私が先ほど森林生態系保護地域ということで5,538 haと御説明いたしました。この内訳が、厳密に保存する保存地区、これが約1,039 haで、先生が今、御指摘のありました宇曽利湖の周辺は保全利用地区になっております。ここの周辺は今回のむつ恐山公園大畑線が周遊しておりますので、道路沿いからは見えるという形になります。

(藤田委員)

見れる？

(道路課)

見られます。

(藤田委員)

道路際にはあまりないんですね。ちょっと外れているんですけども。

今回のように道路際にいっぱいあるというところはそんなにはないのではないかというふうに思いますが。あそこは入っているのでしょうか、むつ市内から北の恐山の方に抜ける道がありますよね。

(道路課)

はい、むつ恐山公園大畑線。

(藤田委員)

そこは確かに見られます、確かに見られるのは私も見ておりますので。

(道路課)

この路線が保全利用地区とむつ恐山公園大畑線を通っておりますので、周辺にはヒバが生息していると。

(藤田委員)

ですからね、そこはあるのは分かるんですけども、案外限られているんですよ、車道からヒバが見られる道路というのは。

ですから、そういう意味ではここが数少ない路線だろうと思うんですね、ヒバが見られる路線といたしましては。そのことをお願いしているんですが。

要は大きな面的には、ここの回答は森林生態系保護地域があるからいいじゃないかというような御意見じゃないんですか？ですから、そうは言っても道路際にヒバが見られるところは少ないので、ここも希少なので、可能であればという意味ですけども残してもらいたい。そういう意味なんですが。

(道路課)

今回の道路事業ですけども、道路沿いを流れております大畑川の冠水対策を主たる目的として実施しております、道路周辺の改変は必要最小限に留めております。ですので、通常のバイパスはもっといい線型なんですけれども、今回は現道の高さを上げて道路を拡幅するという必要最小限に留めておりますので、その中にある樹木については将来的なことを考えますと倒木とか落雪等が想定されますので、この区域は必要最小限だと、道路を維持管理していく上で必要最小限の範囲内で伐採していますよということで御理解をいただければと思います。

(藤田委員)

その道路敷の面積が必要最小限度なんですよ。ですけども、そこに数十本のヒバがかかっていて、それをどうするかという話をしているわけで。それで、ここの倒木の恐れがあるようなものというのは、ヒバかどうか、この写真だと分からないんですけども、ヒバというのはかなり丈夫でして、ご存じだと思いますがそう簡単には倒れない木だと思います。

(道路課)

倒木の他にも落雪ですとか雪庇ですとか、そういうような冬期間の、あそこはカーブにもなっておりますので凍結ということの心配もされますので、できれば道路区域内の樹木については今回の事業では森林管理署さんとも協議をさせてもらっているんですけども、必要最小限の範囲ということで切らせていただければなと思っております。

(藤田委員)

あまり長くなると申し訳ないのですが、森林管理署さんはもう関係ないと思います。なぜかというと、今は道路敷の話をしているわけであって、もう森林管理署から払い下げを受けている木の話なので。そうすると道路敷に、この前の現地説明会では何か植えるようなことを言っていましたよね、緑化計画があって木を植えますというお話じゃなかったですか。一切、木は植えないんですか。

(道路課)

森林管理署さんの話ですか？

(藤田委員)

いやいや、森林管理署じゃなくて道路課さんで。

(道路課)

道路課の方では、道路に移植するのは主たる目的ではございませんので、今回は検討をしております。

(藤田委員)

いやいや、法面を緑化するというふうに聞いたんですが。

(道路課)

すいません、法面の緑化については、この間、御質問がありまして、張り芝で緑化をするという工法にしております。

(藤田委員)

木は植えないと？

(道路課)

木は考えておりません。

(藤田委員)

木を植えないというならば致し方ないんですけども、長いところでは法面は何mぐらいになるのでしょうか。水平距離でいいんですが。

(道路課)

今回の配布させていただきました横断図、これが結構法面がある箇所ということで使用させてもらっております。これから想定いたしますと、法面の長さは6m程度でしょうか。

(藤田委員)

道路敷として国有林から移管された部分の法面の長さですよ。

(道路課)

この横断図、例えば右側の方であれば途中で縦の鉛直線を書いていますけれども、ここまでが今回道路敷として買収する区域ということになっています。

(藤田委員)

何か、現地で説明してもらって、「ここまでです」と言った時は、もうちょっと、長いところは6mどころじゃなかったような、10mぐらいあったような気もしたんですが。図面では、これは標準断面図でしょう。

(道路課)

これはある1点、37と書いているんですけども、ある1点の断面を示しています。

(藤田委員)

だから長い方はどのくらいなんでしょうか。長いところは。この図面じゃなくて。

(道路課)

現道からは15mぐらいという形にはなりますけれども、その内、道路区域、道路本体の走行部で大体9mぐらいを見ておりますので、差引すれば本当の法面だけとなれば10m程度でしょうか。

(藤田委員)

分かりました。そこに木は一切植えないというのもね、どうかなと思いますが。道路課さんがそう言うならば、いいです。道路課さんの意見ではないと思います。分かりました。

(武山委員長)

これは残すとすれば線型から全部考えるということで、道路敷にするところはもう……。

(藤田委員)

線型は直さなくていいんですけども。

(武山委員長)

もしこれを残すとすると、法面には入れたくないというふうになると。

(藤田委員)

入っていても木の周りをちょっと囲うことで、ちょっと穴を掘るというんでしょうか、穴の状態にして木をそのままの状態で生かすという工法もあるんですよ。

まあ、工夫すれば、線型まで変えろという話ではないんですが。

しょうがないと思います。道路課さんがどうしても、1本も木を植えないというのであれば、それならば。

(武山委員長)

他に御意見は。

(道路課)

すいません、クマタカの方はまだ答えてなかったの。

クマタカの方は、工事中、継続して古川先生に相談をいたします。それで工事最終年度も古川先生に、「こういうような調査結果でした」と。今回、藤田先生からこのような、工事終了後も調査をすればいいのではないかという御意見をいただいたということもお伝えをして判断をしていこうかなと考えております。

(藤田委員)

工事期間というと、いつ終わるんでしょうか、これは。

(道路課)

再評価調書にも記載させていただいているのですが、平成29年度の予定です。

(藤田委員)

あと2年ですか。それで、まずその後、2年間分、これまでのデータをきちっと保護管理し、活用していただきたいというのが1番目の意見なんです。

(道路課)

現在のところ、むつ恐山公園大畑線、この区間が事業化されておりますけれども、今後、他の地区の冠水ですとか交通安全上危険なところとかが出てくることも想定されますので、当然今回のデータは有効に活用させていただきたいと思っております。

(藤田委員)

もうちょっと何と言うんでしょうかね、データとして資料集みたいな形でこうなりました、というのを冊子か何かにしておいてもらって、いろんな人に見せるなり、そういうことも考えられないかということなんですよ。せっかくずっとお金をかけて調査をしましたからね。何年間やったんでしょうかね。29年までトータルしますと、10年くらいやっているんじゃないですか。

(道路課)

調査は20年から着手しております、クマタカに限定して本格的にやったのが23年度からになります。

(藤田委員)

だから案外これ、きちっと調査をしている例って少ないものですから、全国的に見まして。そういう意味で貴重なデータかなと思いますので、その辺が附帯意見の最初のところなんですよ。

それからもう一つは、もう一回、始めてから15年後、要は5年くらい経っても影響がなかったかというのを1回ぐらいやれば、確かにクマタカへの影響はなかったということが証明されるだろうから、それをやっていただけないかというのが後の方の意見なんですけれども。

これを見ますと、古川さんと話し合ってるからということしか書いてなくて、やるのかどうか書いてないのですが。

(道路課)

古川先生の御意見を仰ぎたいということで、そのような表現にさせてもらっているんですけれども。

5年後になれば事業が終わっていますので、今度は予算をどのように工面するかという問題も出てきますので。

(藤田委員)

その辺があったから、どうかなということで意見として挙げたんですけれども。予算、

1回分いくらというのが分かると思いますから、今までもやっていたんでしょから、1回分だけちょっと余分にとっておくとかということは可能なかどうか。いや、可能じゃないよというふうに公共事業の性格からいってということであれば下りますが。

(松木委員)

事後評価ってされないんでしたっけ？通常はやりますよね。そこに猛禽を入れるというのは通常、当たり前なことかなと思っていたんですけども。通常、やられてないでしたっけ？

(道路課)

確かに事後評価、御指摘のとおり5年後に事後評価をしますので、その時に調査関係も併せて、その際に今回の審議会で附帯意見である・ないは別として、委員の先生からこのような御意見があったということ踏まえまして、環境の調査も含めて事後評価をすることでいかがでしょうかというのをこの場で説明をするという形にしたいなと思います。

(松木委員)

クマタカが貴重だということもそうですし、やっぱり生態系の一番トップに立っている象徴種というか、他の生物たちの状況も反映しているような位置にある鳥なので、事後評価の際には必ず入れて欲しいなと、私も思います。

(道路課)

事後評価の候補には必ず挙げます。

(武山委員長)

メンバーが替わってしまうかもしれないので、この場では事後評価をやるということであれば、特にここには力を入れてということのリクエストはできるのかなと思います。山下委員。

(山下委員)

藤田先生がおっしゃるのはもっともで、永澤さんに聞きたいのですが、ここのところ、例えば配布資料の再評価27-3、ここの地域の中の平面図がありますね。立木の伐採状況について、資料3の部分ですが。

今、藤田先生と御議論をしているのは、この図面の右側にあるの部分のことだと思うんですが、それでよろしいですか。

ということになると、ここは2つの観点があって、当然、効用と費用の問題。それからもう1つは藤田先生がおっしゃるようにミチゲーションの問題。ここのところでちょっと

考えると、こここのところの を何とかやって、この狭小なところでもう一度再移植だとか、森林動態は分からないんだけど、ここでやるとものすごく工事変更があるのであれば、これはちょっと無理があると思います。

ただ、もう1つのところでは、真ん中あたりにある の手前、ヒバが、例えば胸高径が20cm以上80本、ヒバ全体数で140本、既設でもう伐採していますよね。ということであれば、移設費用がかからないなら、藤田先生がおっしゃるように の部分をここの中の既設の伐採済みのこのエリアに戻し帰してあげる、そんなに工事費がかからないなら。

こういうことでやれば、森林全体の機能がある程度維持できるんじゃないかなと思うんですが。いかがですか。

(藤田委員)

いいですね。観光上もいいと思います。

(山下委員)

非常に開けたところですね、あそこ。費用がかかるなら別ですけども。

(道路課)

先生、今、 とおっしゃいましたでしょうか。

(山下委員)

はグリーン色が付いているので既に伐採済みと。

(道路課)

ここは河川区域ですので、ここに道路事業で木を移植保存することはできないです。

(山下委員)

こっちは河川事業なんですか。

(道路課)

河川区域ですので。

(山下委員)

でも、道路の洪水対策のために着手されたんじゃないですか。

折衷案なので にこだわるわけではありません。既に皆伐されている から みたいところで、この前、見に行ったら、あそこも結構空きができていますよね。貯木場みたいなかたちで使われているようなところがあって。そういうところに、ただ単純に費用をか

けないで移設できるなら、藤田委員の、要するに森林の生態保護という意味でも役に立つのではないかと思います。

(道路課)

今回の道路の拡幅ですけれども、河川側に張り出すような形で整備しております。その分、河川断面が減少しますので、その分を の部分を開削して河川の面積を広げているということなので、ここに木を植えることはできないです。

(山下委員)

じゃあ はダメだとなれば、生態的に言うと調査をしたところはヒバが生えているところじゃないんですが、 とだとか とか、この辺から持っていくということは無理なんでしょう。日あたりが良くないのかもしれない。

(藤田委員)

いや、日あたりは大丈夫です。日陰でも育つ木ですから。

(道路課)

は道路を走行するところになりますので、ここは法もほとんどないので非常に厳しいかなと。

(山下委員)

路面なんですね、ここは。これは現場の設計をやられている方じゃないと分からないので、藤田先生も納得されていますが、なるべく工事費と工法変更がないのであれば、残すような配慮をいただきたいという程度で。

(藤田委員)

そういう提案なんですよ。

(山下委員)

私からは以上です。

(藤田委員)

ありがとうございました。

(武山委員長)

他に御意見。長利委員。

(長利委員)

倒木の話で、今日配布された資料で、1点鎖線の道路区域の中で15mある場合は道路にかかるから注意という話ですけれども、もしこの1点鎖線の外に高木があれば、道路外ですけれども倒れたら道路に影響があるわけですよね。そういう場合も倒木対象になるんですか。道路外だけ、倒れたら道路に影響があると。そういう場合も伐採対象として、まあ道路維持管理上、切る対象になるかどうか、確認したいんですけれども。

(道路課)

道路の敷地、敷地外に関わらないで、県の方では道路監視員が定期的にパトロールを行っていて、倒木の恐れのある箇所がないとか、落雪・雪庇等の影響、危険がないか随時チェックしておりまして、その都度適切に対応しているところです。

今回の御質問の道路区域外の樹木にそういう恐れがあった場合はどうなのかということですが、この道路監視員がパトロールする時に危険と判断した場合には、森林管理署さん等の所有者に、速やかに連絡を取り合って伐採するなどの対応を適切に行っているところです。

(長利委員)

屁理屈になるんですけれど、もし、そういう道路監視員とか、そういう定期的なパトロール等があるのであれば、残せるうちは残しておいて、それで危なくなったら切っても遅くないのかなというふうにも思うんですけれど。

こういう木は、森林管理局さんの方も観光という視点があまりないような、現地の時にそういう回答をしていたんですけれども、特にここのむつ大畑線というのは観光客も結構通るだろうという時には、こういうヒバという1つの観光財産を積極的に残すというのも手かなと。そういう積極的な、打って出るじゃないですけれども、そういうのがあって、もし道路管理上、まずいことになれば切ってもいいのかなと。もちろん、道路管理者にとってみれば責任問題になることは分かるんですけれども、そこら辺の道はないのかなと思います。

(道路課長)

御指摘をいただいておりますが、当計画につきましても、保護地域の外にあるのでもう伐採してもいいということではなくて、やっぱり外にありますけれども極力保全をしようという計画にしております。それは森林管理署との協議云々ではなく、道路事業者自らがそういった計画を出して、そしてその上で森林管理署と協議をしているということでございます。

それから、残して危険であればその時に対処ということも、なかなか管理者としては、

現在でも非常に苦慮しているところであります。いつ倒木があるかということは事前になかなか分からない非常に難しい問題で、しかもその影響が非常に大きい人身事故等に発展する可能性もあるというようなことで、危険性が高いところについてはなるべく事前に対処させていただければなと思います。

全体的には道路管理者として、なるべくそういった周辺への影響が少なくなるよう、また景観とかそういったものにも極力配慮して事業に対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

(武山委員長)

その他。

(松木委員)

法面で張り芝ということで、倒木ということを見るとやっぱりしょうがないのかなという気はしているんですけども。最大限残すというのはあったとしても。

ただ、ちょっと気になっているのが、張り芝は種子吹付けじゃなくて、芝を張っていくような、マットで張っていくようなことですかね。

それであればまだいいかもしれないですけども。やっぱり、明るい背の低い草を植えるって、でも後からいろいろ入ってくるかと思うんですけども、その管理をまずどうするかというのと、あとやっぱり観光道路ですのでいろんなところからバスが来ますよね。バスには種子とかも付いていますし、必ず外来種が入って来ます。そういう時に、そういう法面から林の方にも影響するようなこともあり得ないわけではないので、どんどん入ってくる可能性が、リスクが高くなるので、その法面の芝を刈るならそれもお金がかかると思うんですよね、毎回刈って。外来種があったら駆除するというような意志というか心構えがあるのかどうかというあたりを確認したいと。

(道路課)

外来種の駆除については、森林管理署さんの方とかの意見を伺いながら、必要に応じて対応していければなと思っております。

(松木委員)

草刈りは定期的に行うんですか。それは計画に入っているんですか。

(道路課)

草刈りは道路走行上、非常に支障になるようなところはやっておりますけれども、道路法面の方となれば、なかなか手が回っていないというのが正直なところです。

(松木委員)

もちろんお金のかかることなんですけれど、やっぱり法面を造るといのは外来種なり他のものを外から入れてしまう温床になるということを知った上でちゃんと状況を見るといのは必要で、特にさっきから言っているように観光資源としての道路ですので、景観が変わってしまうとか道路法面以外のところに広がる温床になるということで、そのモニタリングはしてほしいなというのは個人的な意見です。

(道路課長)

生態系保全みたいなことをございますけれども、国道102号は奥入瀬溪流沿いの道路で、非常に保全上の価値が高いといいますが、そういったところでは過去に外来植物の駆除など、これも公園管理者と協議をしながらやっていたというようなことをございます。

なかなかそれも大変だということで、そういった価値が非常に高いところにつきましてはそういった対応をしてみたいと思っておりますが、こういったところについても経過を観察しながら、必要があれば各方面と協議をしながら対応をしてみたいと考えております。

(武山委員長)

その他、御意見。

(長利委員)

今回、クマタカの調査をやられて、こういう環境に配慮した、まあ今回だけじゃないんですけれども、道路に限らず公共事業をやれば環境に配慮した工事とか対策というのは種々やられていると思うんですけれども、そういうデータベースみたいなものが、工事担当者が替わればまた専門家を呼んでその時に聞けばいいという話だけではなくて、県は県なりに工事に対する環境配慮対策の考え方というのが引き継がれていくべきではないのかなと思うんですけれども。

そういう対策というか、そういうことはどのようにやっているのか、ちょっと教えていただければと思うんですけれども。

(道路課長)

残念ながら体系的にデータベース化しているかとか、そういったことは十分とは言えないかもしれません。しかしながら、我々、順次若い世代にどんどん我々の経験を引き継いでいっているというようなことをございます。工事計画に際しては、年配の者から若い者とか、いろんなものが協議をしながらやっていっているので、その中でそういった経験を十分反映をしていきたいと思っております。

(武山委員長)

その他、御意見ございますか。

山下委員。

(山下委員)

時間が超過してしまうのであれなんですけれども。

もう課長さんがおっしゃられるようにそのとおりで、ご担当、よく準備されていると思うんですね、大変なことだと思うのですが。

ただ、NETISの方で法面緑化の話、今、松木先生もおっしゃられましたけれども、今、型枠にパイリングを打ち込むんだったら別なんですけれど、やっぱり緩斜面であれば2007年から法枠の緑化工法としては既草木を使えという指示が出ていると思うんですよ。それなりの予算も付くわけで。だから、藤田先生がおっしゃるようなあるスポット的に貴重なエリアであればそういうものをハイブリッドにして、単純に高麗芝を張り付けるんじゃないくて、そこのところを少し自然的な形でお考えいただければと思うんですけれども。

これはコメントです。

(武山委員長)

他に御意見。

そうすると、今の議論を踏まえた上で、附帯意見ということではどのようにお考えですか。

(藤田委員)

ヒバにつきましては附帯意見なしということでもいいと思いますが。クマタカについては何らかの形でこのデータを活用する方法を附帯意見として出してもいいのかなと。それから事後調査もできるかどうか、その辺はもうちょっと議論が必要かもしれませんが。そんなところですよ。

(武山委員長)

この後で事後評価の議論をしますけれども、例えば今年であれば平成22年に終了したもの、来年であれば23年、そういう意味で、これが29年に終了をすればその5年後に対象とするかどうかですね。その際に例えば生態系がどう変わっているとか、クマタカがどうなったかみたいなことは、またそこにポイントを置いた事後評価、あるいは調査ということをお願いできるかとは思うんですよ。

(藤田委員)

その辺を担保する上で、附帯意見を付けるかどうかということなんです。

(武山委員長)

あとは、今であればデータですね。他の事業でもいろいろ関連した環境の調査とか行われたものが必ずしも伝わっていかないという話はあるのかと思うので。

どうしますかね。この事業に、という書き方と、一般化したものと。

(山下委員)

武山委員長が去年もやられたように、最終的な報告の方に持ち込んだ方が。個別事業の評価をやっちゃうとスクイズしちゃうと思うんですよ。

だから希少種、希少動物についての対策、工事との在り方はこうあるべきというもの委員会、ちょっとこれの個別事業ではなくて、そちらの方に回したらいかがかと思うんですが。

(武山委員長)

よろしいですかね。

ということであれば、今、文を練れますかね。文案という形で提案をいただけるとよろしいんですけども。

(藤田委員)

主語だけなんです。「希少野生動植物の環境影響調査データについては」というのが主語でいかがでしょうか。

(武山委員長)

「事業において得られたそういうデータについては」、どうなりますかね。

(藤田委員)

「きちんと管理して、それから活用を図ること、今後の公共事業の活用に図ること」

(武山委員長)

今日、プロジェクターで文案を練るという事務をしてもらっていましたので。今のを踏まえて少し練らせていただければと思います。

(藤田委員)

「希少野生動植物の環境影響調査データ」、「青森県として適切に管理し、今後の公共事業の実施に活用すること」、「事業によって得られたデータ」というのも入ってきますね。

(松木委員)

個別事業ではなく、全体ですか。

(武山委員長)

全体です。

(藤田委員)

「活用を図る」というのは、公共事業の実施だけでなく他にも活用してもらいたいんですが。

(山下委員)

「公共事業等の実施に利活用すること」ですか。

(藤田委員)

そうなんです。

(武山委員長)

「公共事業の実施等」ですかね。

(武山委員長)

よろしいですか。

事務局の方からもマズイとかがあれば出していただいて。

(武山委員長)

すぐ、来年の最初に変えていただけるかどうかという感じもありますけれども、少なくともそのデータの検証的なことをまずは諮ってもらって、「こういうことはあるよ」という話であったり。

.....

(武山委員長)

クマタカを冊子にするというのはどうかなというところも具体例としては出されましたけれども、それはどうでしょうか、というところもありますけれども。あまり具体の提案ということにはならないですけれども。

(阿波委員)

これを出したことによって何か具体的に変わることはあるんですか。

(武山委員長)

それは、多分もうちょっと広いところで言うと、やはり県として環境資源の情報というものをやはり蓄積していくことであったり、あとは、広く言えば公共事業に係るところだけ調査が行われていますけれど、他にはあまり調査が行われていない時もあったりしますよね。それも踏まえて。

(事務局)

すいません、事務局からよろしいでしょうか。

基本的には公共事業評価委員会として提言していただくわけですので、公共事業として得られたデータにつきましては、公共事業の中において活用していただくという提言であればよろしいかとは思いますが、他の全般について活用するということになりますと、ちょっと公共事業以外の部分にも波及してしまうのかなというふうに思うんですけれども。いかがでしょうか。

(武山委員長)

どうでしょうかね、そのあたりは。

多分、意見としては公共事業に限らずという部分があるとは思いますが、等を残されると非常にやっかいだということがなければ残してもいいのかなという気がしますが、どうですかね。

(松木委員)

一般公開するという意味合いではないですよ。

(武山委員長)

ここはそれも含めてということですが、全て公開しろということを言っているわけではないですね。

(松木委員)

それは逆に希少種のデータだとまずいですよね。

(武山委員長)

そうですね、それはアセスでも。本当に貴重であれば隠さざるを得ないというのもありますし。例えば今回のクマタカの調査データはどうなんですかね。公開してもいいものなのか。

(藤田委員)

クマタカはいいでしょう。こんな調査をしましたということもデータとして欲しいですね。クマタカについてはこういった範囲内を何ヶ月間調査したかというような調査手法のことも今後に伝えていてもらいたいことなんですが。

(武山委員長)

そこはちょっと難しい問題を。

(事務局)

事務局でございます。よろしいでしょうか。

今のこのお考えの文面につきましてですが、希少野生動植物の環境影響調査のデータということで、これまでいろいろクマタカの調査とかを実施していることについては、適切にこれまでも実施してきて、成果物については管理しているものと思われま。

今のこの文面からいきますと、敢えて直すようなものがない、附帯意見として付けられるような状態でもないというようなものに対してこうしなさいと、そのまま現状が変わらないのではないかというのが前段の「適切に管理し」のところだと思います。

あと、「今後の公共事業の実施等に利活用すること」ということについても、これまでもその地区、地区でいろいろなクマタカについても特殊性、特徴とかあるとは思いますが、その特徴というものについてはそれぞれ活かしているというのであればそのままのかなと。

今、ここで附帯意見として付けることによって変わる事態があるかどうかということの点も御検討をいただく必要があるのかなとは思います。

あとは実態として、公共事業にも国庫補助事業だとか県の単独費での事業だとかその経費面の違いがあることによって、何かしらの制限があるかどうかは分からないんですけども、そういう調査したデータについて公表することを実際やっているかどうかとか、それにもよるのかなという気はいたします。

(道路課)

今回の環境調査は、貴重種であるクマタカがここにいると、こういうような飛翔をしていると、そういうようなデータが出ていしまいますので、公表はしない内部資料、出たらずいものと判断して、事業を進める上での内部の資料としてうちの方で保管しています。公表等は考えておりません。

(山下委員)

長内さんがおっしゃるとおりで、このままやっちゃうと、もう当たり前だろうということになっちゃう。それぞれ縦割りという言い方は語弊があるんですが、それぞれの中で持

っている特殊性があって、それぞれが伝えているということですね。管理をしているということ、これは十分に分かります。

ただ問題は、今回、永澤さんが御苦勞をされていますが、何かこういう話があったら、松木先生がおっしゃるように、例えばフォローアップは5年やるの？3年なの？と、工事で全部違ふとまた問題があるので、そこだけはやっぱり整理をしておかなければいけないだろうと。

環境に対してアクセスした場合に影響の調査は、例えば希少動物であれば少なくともこういう形にしましょうと、それは漁港整備であってもそうだし、森林整備であっても同じだと思ふんですね。その確認だけはした方がいいんじゃないかなと思ふんですね。

それ以外は、やっぱりノウハウとしてそれぞれの部局が、部署がやっぱり責任を持ってやればいいんじゃないかと。公表性については別なんです。

道路課長、どう思われますか。

(道路課長)

この件に関しては、委員の御指摘もございますので、5年後事後評価というものの中で、しっかり報告をしまないと。これは我々の確約だけではなくて、5年後の事後評価で、きちっとその旨を報告してもらいたいというような附帯意見をいただければ、それにしたがつて事後評価で報告をさせていただくということにさせていただければと思います。

(藤田委員)

もう、こんなの当たり前じゃないかと言われたんですけども。例えば、5年後に調査をしたらくマタカが消えちゃったといった時に、じゃあ何が悪かったのかというのを見る上では、きちっと管理をしていくということは必要だと思ふんですね。それから、そういう今までのデータで、こうなったら5年後というか、将来こうなっているというのをどんどん積み重ねることによって、工事手法なり何なりというのがより良くなっていくのかなと。環境影響が少なくなっていくのかなという意味では、やっぱりこういう附帯意見というのは必要かなと思ふんですけども。どうでしょうか。

(松木委員)

今、ここで言っているのは、事業が終わって、その後の評価のことではなくて、異なる事業に活用するという意味で言っているのかなと思つたんですけど。ちょっとそれを分けてというか、もちろん違う事業にも活用することも大事ですし、同じ事業の事後を評価するということはある意味、義務化するというか。それぞれは別に書いた方がいいんじゃないかなと思つたので。ごっちゃにしない方がいいのかなと思つたので。

事後のこともこの中に含めてしまうのがいいか、それぞれ別の意見として書くのがいいか、ちょっと分からないんですけども。

(長利委員)

今はクマタカの話があって、道路課長がおっしゃるように道路課では環境のノウハウを代々引き継いでやっていますよということですがけれども。例えば、他の課を疑うわけではありませんけれども、ある程度、青森県として公共事業をやる上で、今までもやっているけれども今後ともやって、こういう環境影響調査とかいうのは各課が公表するかどうかは別の話として、そういう手法なり考え方のノウハウというのはある程度青森県として共通の基盤があって、先ほどデータベースという話もしたんですけれども、より一步踏み込んだというか、よりそういう知識が後輩につながるような格好の、担当者個人の意識ではなくて最低限のレベルの上でのそういう意識につながるような格好の知識の蓄積というのがあってもいいのかなと。

言葉にするとこうなんですけれども、そういう意識の上で一步踏み込むような格好で受け取ってもらえるというのも必要かなと思うんですけれども。まあ、それまでやっているよと言われれば言う必要もないんですけれども。

(武山委員長)

いかがでしょうか。

.....

(武山委員長)

先ほどの、ここで個別に事後評価でという話はちょっと付けてもしょうがないのかなというところもあるんですけれどもね。残しますかね、そこについては。

(藤田委員)

これとは別にちょっと欲しいような。それは個別になりますね。

(武山委員長)

残しますか？個別に。むしろそちらを残しますか。葉色沢工区については今回を踏まえて環境への影響というのを事後評価において適切に評価してほしいという形ですか。

それはどうですかね。事務局の方で。

何かちょっと違うかなという気がしないでもないんですけれどもね。

(山下委員)

折衷案というわけではないですが。長利先生がおっしゃるように、理念的にもう一度確認をするという意識。だから、この事業が始まるこの再評価の時もそうだけれど、まずこの件についてはこういう形の中でもう一度、それぞれの部署で認識を新たにするという話

でいけば、長内さんがおっしゃるように、敢えてやらなくても、これを皆がお聞き及びの上でまたこういう土俵に、という話になると思います。

そうじゃなくて、これを厳密に適用すると、新たな部署をつくって、これに対して公表データベースをつくるみたいな話の動きが出て来るとすれば、先ほどお話があったように公共事業評価の我々の委員会よりちょっと違うところに入っちゃうんじゃないかなと思いますね。

(鈴木次長)

委員の皆様は、我々がやっているということは御理解いただいていると思うので、敢えてこれを入れて意見書として出す必要があるのかというのと、もう1つは最初にあった公共事業の実施等の「等」も、じゃあそれを活用しながらになるのかというのもあるので、確認さえできれば意見書に出す必要はないと思います。

(武山委員長)

どうでしょう。

(道路課長)

先ほどもちょっと申し上げましたが、今回のこの葉色沢工区の個別の案件として5年後に事後評価で調査結果を報告しろという御意見をいただければ、そういったことが今後にも引き継がれていくのかなということで考えております。

(山下委員)

個別の方にしましょう。

(藤田委員)

いいですよ。

(武山委員長)

よろしいですかね。じゃあ個別の方で、葉色沢工区について今のような形でまとめて、後は、これは取下げますけれども、次年度、最初のところでどういう形でやられているかということを報告いただければというふうにしたいと思います。

(松木委員)

もし個別ということであれば、クマタカのことプラス法面の状況。張り芝をするならするでしょうがないんですけども、その状態がどうなって、特に外来種のことに関してどうなっているかということ調査項目として入れて欲しいと、具体的に書いていただけれ

ばと思います。

(武山委員長)

影響を及ぼす場合があるかと思しますので、そこを含めてですね。

<文面の検討>

(藤田委員)

「クマタカの生息状況」

(松木委員)

「道路周辺の植生状況」にカッコで「特に法面への外来種の侵入状況」とできれば書いてほしい。

(武山委員長)

事務局の方でマズイところがあれば。

かなり具体的になりますけれど、よろしいですか。

(山下委員)

ここまで書いてしまうと、モニタリングだけで終わるのかということになっちゃうんですよ。大畑川の他のところもまたやらなきゃいけないような話があるじゃないですか。要するに洪水氾濫のための対策事業なのに、こっちは生態系保全になっちゃうので。そこ、ちょっとよく考えないと、後々また響いちゃうと思うんですよ。これで行くんだったら、モニタリングをしたら他のところの流域に関して、少なくとも大畑川の流域に対する同種工事についてはこの部分を配慮すると、そういう意見になっちゃうんだと思うんですよ。行政的な答弁書を書くみたいな形になる。

(阿波委員)

この外来種の侵入経路というのは、どんなことが考えられるんですか。

(松木委員)

車に付いてくる、タイヤとか。まあ人の靴でもそうですけれど、あまり歩くところじゃないでしょうけれども。

(阿波委員)

それは特定できるものなんですか。

(松木委員)

特定は、それは調査をすればできるでしょう。

(阿波委員)

例えば河川の氾濫とかによっても影響はあるかなとは思いますが。

(松木委員)

それもあるかと思いますが、河川の氾濫は基本的には上から来るものなので。

(武山委員長)

在来種じゃないものが出てくればということでしょうね。

これは今後の評価委員会の事後評価の際に、こういうことをリクエストということはできるとは思うんですけど。今の時点でこれを書きしておくのは、よろしいですかね。

事務局としてはどうですか。

(事務局)

事務局から確認させていただきます。

クマタカの生息状況については、道路課長の方からの発言がありましたので、事後評価の際には調査をするという共通の意識があるとは思いますが、植生状況の調査については、これまで特に1回目、2回目の委員会の中で特に議論もなされておりました。この葉色沢工区について植生状況の調査を委員会がやるように附帯意見として命令を付けるという状況になったと思われるんですけども、そこは、そういう調査をするとかいう形になりますと、どのくらいのレベルだとか経費だとかの問題もあるのかなというふうにちょっと心配しております。

そういう点では、附帯意見を付けるという問題があったかどうかというのだけをちょっと確認しておきたいとは思っております。道路課の方からも、そこは確認することがあるのであれば、確認と質問、御意見とか、きちんと話をされた方がいいと思います。

(武山委員長)

お願いします。

(道路課長)

クマタカの生息状況については、これは社会一般的に、どこでもクマタカの重要性、価値の高さというものが一般的に認められていると思います。そういうことで調査をする意味というのが当然自明なわけですけども。

特にこの葉色沢での法面外来種というのが、先ほどちょっと奥入瀬溪流の話を出しまし

たが、保全上非常に重要だという前提があるのであればこの調査の意味というのがあるんですが。ここはそういった地域にはなっていないということで、モニタリングの1つの例として、ここでの保全を前提としたということではなくて1つの例として調査結果を報告しろということであれば、それは意味があるのかなということで考えております。

保全を前提としたというか、外来種の排除を前提としたということではなければ調査報告できるのかなというふうに考えます。

(松木委員)

それは調査して外来種がいたとしても、それを駆除する等の保全措置は行う義務はないということで、こういう状況ですよという状況報告だけしますよということですか。

それだとあまり意味がない。

(武山委員長)

それは、またそこで指摘いただければいいのかなということですよ。

(道路課長)

行政を超えて、また縦割りとか、また別の状況が生じればまた別ですけども。

(松木委員)

前回、そのことで私が意見を出さなかったのがいけないのかもしれないのですが。

今までヒバが大事で、そのヒバをどうやったら守れるかという話があって、ヒバがある、もちろん生態系保全地域ではないとしてもヒバというのはとても貴重であるということが論ぜられて。ただ、道路の安全上、それをやるのは難しいとなった時に、張り芝をすることで、それは了解したけれども、やっぱりその周辺には大切な貴重な資源のヒバがあるわけで、そういう場所において外来種が入るといった危険があると分かっている可能性が今までの例から言うとかかなり高いので、それを見ていくことは、それこそ奥入瀬溪流のような場所じゃなくても、私は大切なんじゃないかなと思っているんですが。

経費の面とか、その時点で、例えば5年後に、おそらく私は将来的にはそういうのが駆除されるようなことが義務付けられるような状況になってほしいなと思っているんですけど。

今の段階ではそこまで言えないので、とにかくどういう状況かということを経時的に把握すると。その時にどうするかは、その時の委員会なりに判断をしていただくということでいいのかなと思います。

(武山委員長)

委員会としてこういう意見を付けたいと思います。完璧にすごい額をかけてやれという

ところまで求めるものでもないし、ここで回答をいただく必要もないと思いますので。

あとは、元々であれば事後評価、やはりそんなにお金をかけずに、ということも前提にはありましたので、そのあたりは適切なレベルでの評価ということをもたえていただければと思います。

ということで、大きな支障がなければこういう形で付けさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

これは委員会としての意見で付けたいという話ですので、また具体的にどうするかというのは担当課で検討をいただければと思います。何か道路課の方からありますか。

(道路課)

この調査結果を完成5年後の事後評価にすると、道路課の方で挙げますと。その際に結果を報告するというところでよろしいんですね。

(武山委員長)

報告してほしいと、リクエストということで、また内部的にそれは検討をいただく必要もあるのかなと思いますので。そうであればいいですけど、まあこれは意見としてそう出しますよという話で。また検討をいただければと思います。

(道路課)

では前年度に相談をさせていただくということでよろしいですね。

(武山委員長)

というところで、大きな問題がなければよろしいですかね。

若干、文言の修正とかを入れる可能性がありますけれども、大枠はズレないように、この精神を生かす形で。

いいですね。特に問題がなければこれで確定ということにさせていただきます。

(武山委員長)

それでは、だいぶ時間を取ってしまいましたけれども、意見書案の方を簡単に確認だけしておきたいと思います。資料7の方を御覧ください。

例年、こういう形でかがみを付けて、委員の名前を付けています。

かがみがございます。目次として委員会意見というものと審議経過というところがあります。1枚めくってもらって1ページとあるところに番号3のむつ恐山公園大畑線葉色沢工区のところに附帯意見。先ほどの趣旨に沿ったものを入れると。

3ページの方に行ってもらって委員名簿と3回の審議経過ということを含めて報告させていただきたいと思います。

よろしいですか、こういう形で知事の方に提出をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最終形の意見書については、また事前に、知事に報告をする前に送らせていただくことになるかと思えます。

それでは続いて事後評価の審議ということでよろしいですかね。

それでは10分ちょっと、3時まで休憩ということでお願いします。

<休憩>

(武山委員長)

それでは皆さん、戻られたようですので、事後評価の方に移っていききたいと思います。

昨年、この委員会で4件の事業について事後評価を行うということをお決めいただきましたので、それを進めていききたいと思います。

まず事前に意見ということで出されていたものがありますので、資料の8番、長利委員の方から出された意見に対する回答ということで、農村整備課さんの方ですか、整備企画課さんの方ですか、回答をお願いいたします。

(農村整備課・整備企画課)

それでは資料8で、長利委員からの、「事業実施中に、見学会等を実施した例はあるのでしょうか。」という御質問に対して回答いたします。

県では、地域住民や県民を対象に、工事施工業者の協力のもと見学会を実施しています。また、大学生や高校生を対象とするインターンシップにおいて、事業実施中の現場見学を実施しております。今後も引き続き、公共事業に対する県民理解の醸成を図るための取組を進めていきたいと考えております。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の資料8について、コメント等があれば、長利委員。

(長利委員)

アンケートの結果を見て、道路とかいろいろあると思うんですけど、特にダムなんていうのは人の目に触れないところでやっている時に、この結果を見ると、ダムがあるのは知っているけれども工事をやっているのを知らないよということになると、せっかくアンケートをやっているのに、こういう時に、工事も知っているよというような結果を、変な言い方ですが出すために、工事期間中もそういう地域住民を対象に工事の現場を案内するとか、そういうことも必要かなと。

それから一般的に、トンネルの工事をやっている時にヘルメットをかぶせて見せたりするとテレビニュースになったりすることもあるように最近は思うので、そういうのを含めると、工事期間中の見学というのはなかなか普通の人は見れないので、ダムに限らず公共事業全般にそういう工事期間中の見学会というのをもっと積極的にやる必要があるのではないのかなと思って。

まあ、ここのダムだけを対象とした質問ではないんですけども、県全体として公共事業を広く知らしめるという意味で、知ってもらおうということで工事期間中の見学会というのをもっと積極的に考えた方がいいのではないのかなと。それに対して県はどう考えているのかなという意味でちょっとお聞きしたんですけども。

これはこれで結構です。

(武山委員長)

それでは、4つの事業を順番に進めてまいりたいと思います。

それでは個別事業ということで、資料4、調書27-1の農村整備課さんの防災ダムの事業の方から説明をお願いいたします。

(農村整備課)

農村整備課の野呂と申します。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。

整理番号H27-1、農業農村整備事業、県営防災ダム事業、五戸川3期地区について御説明いたします。

事業実施主体及び管理主体は青森県、国庫補助事業で実施し、その負担割合は国55%、県40%、市町村5%です。

事業の背景、必要性ですが、洪水による五戸川水系の農地・農業用施設等の被害を解消するために設置された、昭和46年竣工の二ノ倉ダム及び昭和53年竣工の又木戸ダムについて、各施設の老朽化が目立ち、ダムの洪水調節機能の低下が懸念されているとともに、観測設備や警報設備についても機器の老朽化により観測データの欠測、故障が多発しております。このため本事業により施設の改修、更新を行い、洪水調節機能を維持し、ダム下流の安全を図ったものです。

主な事業内容は、漏水観測設備・照明設備1式、遮水舗装改修・天端アスファルト改修1式、堤体改修・法面改修1式、ゲート施設改修1式となっています。

想定した事業効果は、災害防止効果、更新効果、維持管理費節減効果、安全性向上効果などです。

事業の実施経過につきましては、事業着手、工事着手が平成13年度で、平成18年度に再評価を実施し、平成22年度に事業が完了しております。

総事業費は、当初の10億円に対し、最終実績が6億8300万円となっています。な

お、再評価については附帯意見はなく、評価結果は継続でした。

では次のページをお願いします。社会経済情勢等の変化についてですが、近年、大雨やゲリラ豪雨が頻繁に発生していることから、これらの被害を未然に防止するため防災ダムの整備の必要性・緊急性が高まっております。

費用対効果の分析の算定基礎となった要因の変化については、再評価時に比べて二ノ倉ダムの遮水舗装工について、当時施工事例が少なかったが、施工性に優れ、耐久性・耐候性の高いアスファルトシート工法に変更したことなどによりコスト縮減が図られ、総事業費が減となっております。

次に事業効果の発現状況について御説明します。まず金銭価値化が可能な効果である災害防止効果についてですが、一般資産及び公共資産の被害が防止または軽減される効果が約7400万円となっております。240部配布して、そのうち162部回収したアンケートでは、回答された方の87%が事業でダム本体や管理施設の改修・更新工事が「必要であった」、または「概ね必要であった」と回答しており、営農の安全の確保を図る目的についても87%の方が、事業目的が「達成された」、又は「概ね達成された」と回答しています。また、地域の生活の安全を図る目的については、86%の方が、事業目的が「達成された」、又は「概ね達成された」と回答しています。なお、昭和33年、台風22号により日降雨量234mmの雨が降り、五戸川沿岸に甚大な被害をもたらしましたが、ダム完成後の平成11年の日降雨量212mmの大雨では、五戸川沿岸において大きな洪水被害は発生しませんでした。

次に、更新効果は、本事業でダムの施設の補修や更新をすることにより、旧施設の機能が損失することなく継続される効果で、その年効果額は約6060万円となっております。

次に維持管理費節減効果は、老朽化したダムを整備・補修などすることにより、日常の管理や洪水警戒時の管理に係る人件費が節減されることなどにより、年効果額は約410万円となっております。

次に安全性向上効果は、老朽化した警報設備等を整備・補修、更新することにより、下流住民の精神的安定の確保など、その安全性が向上されることなどにより年効果額は約68万円となっております。

その他の効果としては、アンケートでは事業目的以外の効果が「あった」という回答が30%ありましたが、具体的な意見はありませんでした。

次に3ページをお願いします。

参考の費用便益比ですが、当初計画時のB/C1.40に対し、再評価時で1.67に増加し、現在は1.87となっております。

施設の管理状況ですが、事業で改修を行ったダムについては、県が定期的に点検や補修などを行い、良好な管理に努めており、アンケートでも76%が「適切」、又は「概ね適切」と回答しております。

環境の変化については、二ノ倉ダムの遮水舗装工事において下流域の河川環境に影響の

ないように濁水処理プラントを設置して工事を実施しており、環境の保全を図りました。

3のまとめになります。改善措置の必要性については、ダムของ老朽化に伴う施設の機能低下を解消するため、本事業の実施によりダム施設の改修及び更新をすることで洪水調節機能が維持され、ダム下流の安全を図った結果、五戸川沿岸において大きな洪水被害が発生しておらず、ダム下流の安全を確保する事業効果の発現が確認されたと考えています。また、アンケート調査結果では、「改善点がある」との回答は6%にとどまっております、改善を求める回答が非常に少なかったことから、本事業は有効であり、改善措置の必要性はないものと考えます。

再度の事後評価の必要性については、事業効果の発現状況のとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えます。

今後に向けた留意点では、同種事業の計画・調査の在り方について、アンケート結果では90%以上の住民がダムの存在を知っていましたが、事業が行われていることを把握していた住民は約40%でした。今後は事業着手前に受益農家以外にも説明会を開催するなどして、事業の周知を図っていきたいと考えております。

事後手法評価の見直しについてですが、アンケートについては町村を經由して町内会長へ協力を依頼し、直接配布、後日直接回収した結果、回収率は67.5%となり、目標の60%を超えたことから妥当と判断しております。

同種事業の内容・手法の在り方については、同種の防災事業については整備した施設が継続して効果を発揮できるよう、常日頃から適正な維持管理に努める必要があり、また、今後も地域のニーズに的確に答えられるよう、老朽化した施設の把握に努め、適切に対策を講じていく必要があると考えています。

次に別紙の1ページをお願いします。この1ページから3ページ目までがアンケート調査の結果を整理したものでございます。詳細については、先ほど一部、問7から問13について御説明したとおりでございますので省略させていただきます。

次に4ページをお願いいたします。4ページが二ノ倉ダムの状況写真です。左の写真が事業実施前、右が事業実施後の写真で、主な改修工事の写真でございます。ダム堤体の漏水を防ぐためのアスファルトに亀裂が入ったため補修したり、ダムの洪水吐きのコンクリートが風化したため補修しました。

同様に5ページが又木戸ダムの状況写真です。ダムの法面に張ったブロックが老朽化により陥没するなどしていたため、全面的に補修したり漏水を監視する装置や地震計、雨量計などの観測装置を更新しました。

次、6ページになりますが、費用対効果分析説明資料でございます。費用対効果の算定根拠ですけれども、本地区の費用対効果は「土地改良事業における経済効果の算定方法」に基づき算定しております。算定方式につきましては、この事業計画時点の方式と同じく、投資効率方式を採用しております。B/Cにつきましては、先ほど御説明したとおり1.87ということでございます。

以上で説明の方を終わります。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして質問、コメント等があればお受けしますけれども、何かございますでしょうか。

お願いします。

(山下委員)

うちの方は社会調査系なので、2つコメントをさせていただきたいのですが。

事業評価の内容として、この形は分かります。良く分かります。2つあって、事業効果としてB/C、例えばダムの決壊が起こったり下流の氾濫の頻度がどうなのか、こっちの方から考えていくと、もう既に事業があってダムの効果が発現しているからこうだというまとめ方をされていますが。2つあって、シナリオ比較法というのがあって、もしこれをやらなかったらどれだけの被害があったのかと、その対照においてここに効果があるということ具体的に出される方が本来は分かりやすいんです。B/Cで考えると。

もう1つは、アンケートに頼る社会認知法というやつがあって、この場合は便益に対する社会的な認容はどうなっているかというアンケートはどうなっていると思います？住民の。ところが、これをやる場合は固定質問法なので、便益に対する偏りがパネラー別に全部違うんですよ。だから、こうやって単純な一次集計の中でこれだけ回答がいいというやつは、実はパネル分析までは必要は無いのですが、クロス分析をして、ある人間はこういう反応の中で良しとしているし、それからこれは長利委員が先ほどおっしゃったところで、一般のこの情報を知らない人間は、実はこういう程度の反応なんだということを分けて分析しないと、本当に効果があったかどうかというのは、こういうような社会調査法からはなかなか0-1のような判定がしにくいんですね。

他のところもそうなんです、アンケートを打つ場合にかなり注意が必要な部分だろうと。

最後になりますけれども、このアンケートに基づくのはすごくいいことなので、公知性、公開性という意味から言うと、例えば憲法21条の中の知る権利ですね、知らせる権利は我々にはないんですけども、知る権利において例えば産経事件があったような話で、逆に公知されていないと訴えられる場合が出てくる。

そういうことを考えると、ちょっとこの社会調査法の結果を効果あり、というふうに直につなげていくのは、もう少し分析をしないと難しいところがあるんじゃないかと。それは先ほど長利委員さんがおっしゃるように、工事の中でも認知度を高めていくという形の上でこれが出てくるのならよろしいのではないかなと思います。

ちょっと長くなりましたけれども。

(武山委員長)

はい。その他、よろしいですかね。

それでは、特になければ、続いて2番目の事業、漁港漁場整備課の方からお願いします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課、今泉と申します。よろしくお願いたします。座って説明をいたします。

事業種別は水産基盤整備事業、事業名は広域漁場整備事業、箇所名は三厩となっております。

事業の背景・必要性については、本地区はスルメイカなど広域性回遊資源に依存する不安定な漁業形態など、漁業経営は厳しい状況にあり、このような状況を改善するため、本事業は魚礁の設置によりウスメバル、ソイ、ヒラメ、カレイ類などの蛸集・滞留を図り、一本釣、はえ縄漁業などの漁獲量の安定・増大、漁獲効率の向上を図っています。

主な事業内容は、62,975.1 空^mの魚礁の設置です。空^mとは、魚礁の体積を表しています。整備漁場は三厩漁場と竜飛漁場の2漁場で、三厩漁場では整備工区が4箇所、1箇所にはコンクリート製の魚礁を、3箇所には鋼鉄製の魚礁を、合計32,747.55 空^m設置しています。また竜飛漁場では、3箇所に鋼製魚礁を合計30,227.55 空^m設置しています。

想定した事業効果は、魚礁漁場に集まる魚介類の増加を利益として計上した施設整備による生産量の増加効果と、産地から消費地までの流通段階において漁獲物を取り扱う仲買人や運送業者などに生じる利益を計上した出荷過程における流通業に対する生産量の増加効果となっています。

事業の実施時期は平成13年度から平成22年度で、総事業費は10億9700万円となっています。この間、平成14年には魚礁の種類の変更、また平成18年度には魚礁の集約的な配置による事業量、事業費の変更を行っています。17年度には再評価を実施し、附帯意見はなく、対応方針は継続となりました。

社会経済情勢等の変化については、本県沿岸域の水産資源の減少や魚価の低迷、漁業用資材・燃油の高止まり傾向にある中で、漁場整備の要望はますます高まっていることと、平成27年度末に予定されている北海道新幹線の開業で、奥津軽今別駅からの観光客の増加に伴い、水産物のブランド化や販売促進などの経済効果が期待されています。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化については、魚礁における魚介類の生産量が平成13年度の事業評価時に比べ約2割減少し、対象魚種の単価が平均26%減少しています。また、国が定めた平成27年度の費用対効果ガイドライン及び魚礁漁場管理の活動実態を踏まえ、漁業経費の見直しを行っています。

事業効果の発現状況については、金銭価値化が可能な効果として、魚礁漁場付近では多くの魚が集まっていることが水中カメラや釣獲調査で確認されたほか、漁獲効率の高い漁

業が可能となっており、施設整備による生産量の増大効果と出荷過程における流通業に対する生産業の増加効果の発現が確認されています。魚礁漁場での操業状況に関するアンケート調査結果では、操業頻度について、「ほとんど」、「頻繁」、「時々操業している」と回答した漁業者の割合は58.2%となっています。必要度に関するアンケート結果では、「必要であった」、「概ね必要であった」と回答した漁業者の割合は79.5%となっています。

達成度の蛸集に関するアンケート結果では、魚礁漁場付近の魚の蛸集について、「達成された」、「概ね達成された」と回答した漁業者の割合は67.5%となっており、漁業者からは、魚礁の側でなければ魚の群れを見つけられない、昔から皆無の漁場でも魚礁設置により漁ができるようになったとの意見がありました。

達成度の魚種に関するアンケート結果では、基本計画では増産を見込んだメバル類、ソイ類、ヒラメ、アイナメの4魚種が88.5%の割合を占めています。

その他の効果については、魚礁での魚介類の産卵効果、幼稚子の保護・育成効果による水産資源の増大効果が期待されます。なお、費用便益比については平成13年度の事前評価時には1.23、平成17年度の再評価時には1.25、今回の27年度の事後評価では1.32となり、いずれも1を上回っております。

事業により整備された施設の管理状況については、本事業で整備した魚礁漁場では、地元漁協や市町村で構成する三厩沖人工礁漁場管理運営協議会による釣獲調査やウスメバルやヒラメなどの資源管理が徹底されており、管理状況に関するアンケート結果では、「適切」、「概ね適切」と回答した人の割合が54.6%となっています。

事業実施による「環境変化の環境影響への配慮」の効果発現状況については、魚礁の設置により多くの魚が集まっていることが水中カメラや釣獲調査で確認されており、魚介類の良好な生息環境が創出されています。その他の環境変化については、環境変化に関するアンケート結果では、事業の実施により魚礁漁場周辺の魚介類などの生息環境の状況は、事業実施前と比べて、「良くなった」、「やや良くなった」と回答した漁業者の割合が77.9%となっています。

改善措置の必要性については、本事業で整備した魚礁漁場では、蛸集状況を調査し効果の発現を確認できるものの、改善点に関するアンケート調査結果では、「改善点がある」と回答した漁業者の割合が40.3%となっており、このうち改善点の内容としては「魚礁の設置場所」と回答した漁業者が56.8%と最も多く、次いで「魚礁の種類」、「大きさ」などと回答した漁業者が29.7%、「魚礁の配置」と回答した漁業者が13.5%あり、一部の漁業者が魚礁の設置場所などに満足していないことが分かりました。

当魚礁漁場は漁業協同組合の意向をはじめ、水産生物の生態や海域特性、漁業形態などを総合的に勘案し、整備内容を地元漁業協同組合などに説明し、整備してきたものでありますが、アンケートでは魚礁の設置場所などについて改善点があるとの意見があったことから、今後、漁業者などに整備内容等について十分な周知を行って、より深い理解を得ていく必要があると考えております。

再度の事後評価の必要性については、先ほどの改善措置について今後状況を確認し、適切に対応していく必要はありますが、事業効果の発現状況にありますとおり、全体として事業の目的は概ね達成されていると判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えています。

今後に向けた留意点の同種事業の計画・調査の在り方については、同種の事業の基本計画については、県が推進する「環境公共」に基づきまして、漁業者、地域住民などの構成員からなる「地区環境公共推進協議会」で整備ニーズを十分に把握し、反映させた上で策定し、また同協議会を通じ、事業目的や整備内容、その決定根拠の周知を図っていく必要があると考えております。

事業評価手法の見直しについては、アンケートの回収率が40%と低かったことから、漁業の繁忙期を避けるなど、調査時期の設定に工夫が必要であると考えております。

同種事業の内容・手法等の在り方については、アンケートでは、ヤリイカ産卵礁を含む漁場整備を求める声が多かったことから、ヤリイカを含む多様な水産生物の成長段階に応じた産卵場、保護・育成場、漁獲漁場の総合的かつ一体的な漁場整備を計画的に進めていく必要があると考えています。

事後評価のアンケート結果に移ります。

アンケート対象は、三厩及び竜飛大型魚礁漁場の主な利用者である三厩漁業協同組合及び竜飛今別漁業協同組合竜飛支所の組合員247名であり、回収率は39.7%となっております。なお、詳細については省略いたします。

6ページが魚礁に蜻集する魚類と魚礁周辺で漁獲された魚類の写真状況です。

7ページが今回の費用対効果分析の説明資料となっております。

以上で説明を終わります。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の事業について、質問、コメント等があれば。

阿波委員。

(阿波委員)

いくつかちょっと質問がございますので、教えていただければと思います。

まず第1点でございますが、事後評価調書の2ページ目の下の方に、参考という形で費用便益比の表が出ております。今回、27年度の事後評価時で総費用と総便益がいずれも増えております。その辺の内訳等が分かりましたら教えていただければと思います。それがまず1点でございます。

もう1つは、この魚礁を設置したことによって、この対象となっている組合、三厩漁協と竜飛今別漁協になるかと思うんですが、そちらの方でどの程度漁獲量が増えているのか

ということが分かれば教えてください。

また、その魚種の内訳の増加が、当初のこの魚礁の設置による効果と大体想定どおりに
なっているのかどうか、その辺が分かりましたらお願いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(漁港漁場整備課)

総費用の増加については、デフレーターをかけた形になっておりますので、現在価値化
した形で増えた形になっております。

便益が増えている理由としては、主に漁業経費の見直しによるものです。漁業経費につ
いては、計画時には漁業関係者からの聞き取りで経費を見積もっておりましたけれども、
今回の事業評価では現状の漁協の販売手数料、それから協議会における管理運営費を使用
したところ費用効果が向上しております。

そして水揚げですけれども、具体的な資料は持ち合わせておりませんが、この漁
場について水中カメラとか、それから釣りによる調査の中でたくさんの魚が集まっている
ということで、ある程度効果が認められております。

(阿波委員)

それは当初予定していた魚種が大体この場所に魚が集まって来てというふうに考えてよ
ろしいのでしょうか。

(漁港漁場整備課)

はい。釣獲調査では対象魚種としているウスメバルやソイ、アイナメなどがたくさん釣
れていますので、一応対象とした魚種については蝸集効果が認められるという形になっ
ています。

(阿波委員)

そうすると、このような魚礁を整備することによって、1つはあるエリアに魚を集める、
そういった効果があると思いますが、そうしますと、漁をする時のやり方というのは効率
化されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(漁港漁場整備課)

そうですね、今までの天然魚礁まで行く時間が、漁港の近場に魚礁漁場を整備してあり
ますので、短時間で場所に行ける、見つけれる、帰れるということで、時間短縮、非常に
効率のいい漁業ができていると思います。

(阿波委員)

その辺はこの費用便益の方には反映されているんですか。

(漁港漁場整備課)

それは入れておりません。

(阿波委員)

分かりました。

(山下委員)

私、これ専門なので。

全く同じで、水中ビデオとか釣獲調査、それで釣獲調査の場合は魚礁周りのどのエリアでやられたんですか。

結局、魚は、これは水産物だからすごく難しいのは分かるのですが、要は蛸集効果が、普通の場合は、今学会の方でいうのは20万空^m以上になると、その設置の面積の中の20倍ぐらいのところまでは蛸集効果を認めていいという話になっているんですよ。だけでも、これ、たかだか6万^mぐらいじゃないですか。

ということになると、今、阿波先生がおっしゃるように、実は対象魚種によっては蛸集効果が全く違うんです。ウスメバルだとか、今、ここに書かれているような魚種の4つが増えたというんですが、3種類は側地性といって平板面の魚礁には付くけれども鋼製魚礁には付かないんですよ。広域回遊するブリだとかマグロ類の稚魚、そういうものについては高い魚礁の方が効果がある。5種類に分かれているんです、これは。それぞれについてどれぐらいの、まさに先生がおっしゃったような魚種別に何が上がってくるのかということとを計算しないと、実はこの魚礁の効果というのはいくらも出て来ない。というよりは、水産庁の漁場整備部も困っているんです。水中ビデオでずっと財務省のところに、「これだけ集まったから効果が上がりました」と言い続けてきたんだけど、結局それはB/Cにカウントできないんじゃないかと言われ続けてきたんです。

今、長野先生だとか、それで頑張っているんだけど、ちょっとここだけでは効果がありましたとは言いきれない。これはこれで構わないと思うし、やればいいです。ただ怖いのは、流通だとか、さっきも言った経費の縮減、要するにコスト低減というのは、実は間接的には今の御説明のように漁場が近くなったというのはあり得るんだけど、実際にはこれを含めると、実はこの同じベースでやり続けると、魚のふけさめがあるのと経費が燃費によって上がったたり下がったりすると、B/Cが崩れる場合があるんですよ。特に高知などはやっているんだけど、バカバカに落ちちゃった、同じ算出根拠でやると。

そういう危険があるから少し工夫が必要なのかなと思います。もし、このデータがあるならアンケートだけでもいいのですが、直接三厩に仲間がいるからいいんですが、分析をするのはやぶさかじゃありませんから。後で御相談をしていただければよろしいかなと思

います。

(漁港漁場整備課)

御指導、よろしくお願いいたします。

(武山委員長)

他にございますでしょうか。

ないようであれば次の事業に移りたいと思います。それでは3番目、河川砂防課さんの方からお願いします。

(河川砂防課)

河川砂防課です。海岸事業の横道海岸高潮対策事業について御説明させていただきます。

まず項目1の事業概要についてですが、事業種別は海岸保全施設整備事業、事業名は海岸高潮対策事業、箇所名はおいらせ町の横道海岸です。

次の事業の背景・必要性といたしましては、横道海岸は太平洋側に面した砂浜海岸で、背後は百石工業団地及び人家等の資産が集積しておりますが、度重なる波浪等により前浜が後退・消失し、背後地が侵食され、越波被害が生じている状況でした。

このことから、堤防やヘッドランド等の整備により、背後地を高潮・波浪から防護するとともに、併せて海浜の安定化を図りました。また、事業期間当時、高い確率で発生が予測されていた日本海溝・千島海溝周辺の大規模地震への対策としての堤防の耐震改良及び津波対策としての堤防の嵩上げを行ったものです。

主な事業内容としましては、堤防工が1,673m、ヘッドランド工が3基、堤防耐震対策及び嵩上げが2,400mとなっており、形状や構造等は下の概要図のようになっております。

次の想定した事業効果としては、金銭価値化が可能な効果として、津波・高潮による想定浸水地域の被害軽減効果、家屋、事務所、農作物等です。その他の効果としては、人命等の人的被害軽減効果及び被災事業所の営業停止による周辺事業所への波及被害軽減効果となります。

次の事業の実施経過につきましては、昭和48年度の事業着手、平成22年度の事業完了となっております。

次の公共事業評価の実施時期につきましては、平成10年度、15年度、20年度の3回再評価を実施しており、2つ下の特記事項欄にありますように、いずれも対応方針は継続、個別附帯意見なしとなっております。

また総事業費は、当初計画時の46億円に対し、最終実績額として71億500万円となっております。

次の計画変更の実施時期は、平成15年度と18年度の2回、下の特記事項欄にあるように1回目は事業完了に向けた事業費の精査による総事業費の増によるもので、2回目は

堤防耐震対策・嵩上げ事業の追加に伴う総事業費の増によるものです。

それでは次のページを御覧ください。

項目2の事業完了後の状況についてですが、社会経済情勢等の変化の中の括弧書きの1つ目、事業（津波対策）の背景として、この中のポツの1つ目として、横道海岸を含む下北八戸沿岸地域では、昭和35年チリ地震津波をはじめ、津波による人的・物的被害を数多く受けてきました。また、ポツの2つ目で、平成18年に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定を受け、県内で最も早く津波対策及び耐震化を行っております。

次の括弧書き、事業完了後の社会情勢の主なものとして、ポツの1つ目、東日本大震災では堤防を津波が越流し、当海岸でも被害が発生しております。ポツの4つ目、県では最大クラスの津波に対して住民の避難や避難施設の整備など、ソフト・ハードを総動員した津波防災地域づくりを進めております。次にポツの6つ目、おいらせ町では、おいらせ町震災復興計画策定による津波避難対策の検討及び避難困難地域の避難路整備など、最大クラスの津波への対策を進めております。

次の費用効果分析の算定基礎となる要因の変化としましては、平成20年度の再評価時と比較した総便益の増は、評価基準年の見直しによるものです。

次の事業効果の発現状況としましては、金銭価値化が可能な効果として、ポツの2つ目、対策効果としてヘッドランド工整備による海浜の安定と堤防工による越波防止により、浸水被害防止効果が確認されております。次にポツの3つ目として、津波対策として堤防の嵩上げによる津波浸水被害の防止効果が確認されております。その内容としましては、次のポツの4つ目で、想定を超えた東日本大震災の津波では、堤防の裏法覆工が一部被災したものの、堤防天端高さは維持していたために浸水面積は約72万㎡でしたが、堤防嵩上げ前の高さでこれを検証したところ、浸水面積は約96万㎡となり、堤防嵩上げによる減災効果があったことが確認されました。

次のページですけれども、その他の効果として、事業の必要度に関するアンケート結果では、95%の方が「必要」、「概ね必要」としており、「必要ではなかった」との選択はありませんでした。

次の事業の達成度、これは比較的頻度の高い津波に対する事業ですけれども、それに関するアンケート結果では72%の方が「達成」、「概ね達成」としておりますが、2%の方が「達成されていない」としており、理由としては「海側からの被害は少なかったが、事業所へは大きな被害を受けた」という回答がありました。

次の最大クラスの津波への効果に関するアンケート結果では84%の方が「効果があった」、「概ね効果があった」としており、「効果はなかった」等の選択はありませんでした。

次のページをお願いします。

事業効果の発現状況の中で費用便益比の推移としましては、平成20年の再評価時の10.21に対して、今回の事後評価時では12.35となっております。

次の事業により整備された施設の管理状況としましては、ポツの1つ目で、定期的な海岸保全施設巡視により状況を確認しており、津波による被災を除けば現在まで災害や施設の損傷等は生じておりません。

次の事業実施による環境の変化についてですが、ポツの1つ目、堤防により海と陸とのつながりが分断されることから、進入路を設置して通行を確保しております。

次の3のまとめですけれども、改善措置の必要性については、本事業は比較的頻度の高い津波の対策で、必要高さで堤防が整備されていることから、アンケートでも72%の方が「達成された」、「概ね達成された」としていることから、改善措置の必要はないと考えます。

また、工事の改善点に関するアンケートでは、堤防の嵩上げが必要との意見がありましたが、最大クラスの津波に対しては津波防災地域づくり法等に基づくソフト対策で対応していくことを、今後、町と協力しながら住民に周知していく必要があると考えております。

次の再度の事後評価の必要性としましては、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えます。

次の今後に向けた留意点としましては、括弧の3つ目、同種事業の内容・手法等の在り方について、同種の事業において堤防の高さは重要な事項であり注目度も高いことから、計画段階から住民に対して十分な説明を行っていく必要があると考えております。

次のページは事後評価アンケート結果となっております。アンケート対象は、想定浸水区域内の居住者及び企業としております。配布部数94部に対して89部の回収となっております。結果については省略させていただきます。

写真ですけれども、13ページの方を御覧ください。13ページの方には、先ほど効果の発現状況のところでお説明いたしましたヘッドランド工による海浜の安定の状況の写真を掲載しております。昭和36年頃から沿岸漂砂が減少傾向となり、昭和59年頃には海岸侵食が著しくなっております。しかし、平成6年度頃からヘッドランド工に着して移行は砂浜が回復している状況が分かります。下の3つの写真の状況で砂浜が回復していると。

それから16ページの方を御覧ください。これにつきましては、津波対策として行った堤防の嵩上げによる津波浸水被害の防止効果なんですけれども、実際に受けた被害としては、この写真にありますように堤防の裏法が損壊したり、またヘッドランド工の被覆ブロックが飛散したり、さらには背後の百石工業団地、それから住宅地の津波による浸水状況がこのような状況となっておりますが、これは当事業で行った堤防の嵩上げによってこのぐらいの被害で済んだものというふうに理解しております。

説明については以上です。

(武山委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明についてコメント、意見、質問等があればお受けしたいと思いますけれども。

藤田委員、お願いします。

(藤田委員)

まとめのところですが、今後に向けた留意点で、「同種の事業において」というのがありますね、最後のところに。堤防の高さは重要な事項であり注目度も高いことから、高さの設定については十分な議論と説明が必要である、ということです。

それで、その前の事業実施による環境の変化のところ、かなりの方が、半分ぐらいの方が「環境が悪くなった」と。海が見える景観と堤防の高さとのバランスに留意することを再認識した、となっているんですが。もしも、住民の方々からちょっと低くしてほしいといったような意見が出た場合は、安全性との調整をどういうふうに考えられるのかを伺いたいと思うのですが。

(河川砂防課)

まず、堤防の高さについては、この事業の目的自体が防災事業であり、高潮や津波から背後の人命・財産を守るということを目的にしておりますので、そういった意味から景観とか環境を理由に堤防高を下げるということはありません。

ただ、このアンケートにもありますように、景観とか海浜の利用に対しては地元住民の方の利便性を考えて連絡通路を付けるとか、そういうことで対応しております。

(藤田委員)

だから、計画を決めたら住民の意見が何だろうと、それを推し進めるんだということでしょうか。

(河川砂防課)

ここで今後に向けた留意点で申し上げたのは、今回のアンケートで堤防嵩上げをしてある程度の効果を得ているにも関わらず、東日本大震災とか、ああいった最大クラスの津波に対しては浸水したじゃないか、ということで満足していないという回答も一部あったので、そうではなくて、この横道海岸の高潮対策事業で対象としている津波が発生頻度の高い津波を対象にして堤防で防護するんだよと、だからこの堤防の高さに設定しているんですというような設計の考え方を設計段階から十分に説明していく必要があると。そういう意味で記載しているものです。堤防の高さを住民と議論しながら決めていくという意味ではないんです。ちょっと誤解を与えてしまったかもしれないですけども。

(藤田委員)

すごく難しい問題で、どちらが正しいかというのは分からないのですが、どこまで住民の方の景観に対する意識を重んじつつ、安全を見、かつ最大規模の東日本大震災級のものに対しては結局は役には立たないのでソフトなどで対応していくわけでしょう。

その辺、もうちょっと議論を深めておく必要がないのかなということなんですよね。この事後調査だけの問題じゃないかもしれないんです。

(河川砂防課)

それはそのように理解しています。

(藤田委員)

だから、これだけの方の意見も全面的に支持という意見じゃなくて、半分近くの方が支持をしていないということであれば、何らか、もう1回説明会をするなり何なりが必要かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(河川砂防課)

確かに今回のアンケート結果で、その事業主体側の設計の考え方とか対策の中身とか、直接そこに住まわれている住民の方に対する説明としては不十分なところがあったというのが分かりましたので、そういった高潮津波から人命財産を守るために必要な堤防高については、やはり今後の事業を進めていく中で、十分住民の方にも説明をした上で、理解を求めていく必要があると考えております。

(阿波委員)

私は震災の後、このあたりをずっと歩いて見て回ったんですけども。やはり、この事業の効果というのは相当程度あるんじゃないかなと考えています。

ですので、やはり県の方としてもこの事業によってもう少し具体的にどの程度の効果があったのかというのを把握されて、そしてそれを県民に対してきちっと説明していただくということがすごく姿勢としていいのかなと思っております。単純な話じゃないのかなと思ってはいるんですけども。

やっぱり、きちっとその辺の説明をしていただければすごく有難いなと思っておりますので、コメントとしてよろしく願いますということでお話をさせていただきました。

(武山委員長)

他に。山下委員。

(山下委員)

私の方はかなり細かい技術的な話です。養浜目的でやっているわけではないので、この

事業の効果というのは今、先生がおっしゃるようになりあると思うんです。

ただ、説明にありました13ページのスライドの作り方ですが、いわゆるコンサルの欺瞞というやつで悪用されちゃうとまずいので。要は陸上の測点にしたがって汀線測量図があるはずなんですよね。これを重ねないと、見かけ上、一番下のものは拡大していますよね。だから土留め、もしくは砂留め量がこういうふうに変化してきているんだということをやると、阿波先生がおっしゃるように防災効果が具体的にこう出ているんだから、だから十分効果があります、という話になると思いますね。

だから、この図面は一般的な解釈をさせるのにはいいけれども、グラフの嘘が入っちゃう可能性があるんで、計量的なデータから押さえればいいと。測点調査をやると、これは金がかかり過ぎちゃうので航空写真でいいと思うんです。海岸工区は最近はこの使っているからこれでいいと思いますので。ちょっとお聞きおきください。

以上です。

(武山委員長)

他によろしいでしょうか。

それでは続いて最後、港湾空港課の方からお願いします。

(港湾空港課)

港湾空港課です。よろしくお願いします。それでは説明いたします。

事業名、八戸港港湾環境整備事業 緑地(第2ふ頭)、箇所名は河原木地区、市町村名は八戸市です。

事業の背景・必要性といたしまして、八戸港は工業地帯に特化してきていますが、港湾利用者や一般市民が日常的に利用でき、海へのふれあいの場となる場所が少ないため、憩える快適な親水空間の創出により港湾環境の改善を図ることを目的として事業を実施いたしました。

主な事業内容でございますけれども、緑地面積41,000㎡、施設として通路工1式、芝生、植樹工1式、休憩所工1式、広場工1式、駐車場工2,800㎡となっております。

想定した事業効果といたしましては、交流・レクリエーション機会の増加、それから災害時には避難場所等のオープンスペースとして使用できることを想定いたしました。

ただし、災害時の避難場所につきましては、あくまで津波の発生が伴わない単なる地震時を想定しております。

それから事業期間ですけれども、着手が平成3年度、終了が平成22年度、総事業費が29億9700万円となっております。

めくっていただきまして社会経済情勢等の変化でございますけれども、平成22年12月に事業が完成しております。翌23年3月11日に東日本大震災により被災してございます。それに対する復旧工事ですが、平成24年8月に復旧に至っております。ポツの4

つ目ですけれども、供用後、すぐに東日本大震災により被災し、復旧までに期間を要したことも、後々利用回数のアンケートでも出てきますけれども、ほぼ利用していないという回答が約56%となった一因とも考えております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化でございますけれども、平成17年の再評価時の背後圏人口が116,439人に対して平成27年度の事後評価時の人数は139,781人となっております。ポツの2つ目ですけれども、平成17年度再評価時の利用率は、観光統計の日帰りレクリエーションに対する参加割合の47%に対し、平成27年度事後評価は、アンケートによる利用回数プラス今後の利用回数から45.5%となっております。平成17年度再評価時の平均訪問回数は、アンケートから年平均6.8回に対し、今回の評価ではアンケートによる利用回数プラス今後の利用回数が年8.7回と、約1.9回ほど増えております。もう一つ、平成17年度再評価時の訪問1回あたりの消費者余剰2,010円に対しまして、今回の評価時では1,294円となっております。

続きまして事業効果の発現状況でございますけれども、金銭価値化が可能な効果といたしまして、先ほども申し上げましたように交流・レクリエーション機会が増加した、または今後増加が見込まれる内容といたしましては、まず1つ目として利用した人の交流・レクリエーション機会が増加したことによる便益として8.6億円、2つ目として今後の利用が見込まれる人の交流・レクリエーション機会が増加することによる便益として109.8億円、3つ目として施設用地の残存価値、これは割引後の土地の価値ですけれども、これが0.8億円、合計119.2億円という計算結果が出ております。

下の方のアンケートの結果ですけれども、必要度によるアンケート結果では、回答者の17.6%が「必要であった」、もしくは「概ね必要であった」と回答を得ております。2つ目ですが、達成度によるアンケート結果では、回答者の約18%が「達成された」、もしくは「概ね達成された」と回答を得ております。

その他の効果といたしましては、回答者の約8%が効果があったと回答しております。その主な理由は、防災上の効果は、多少なりともあると思う、という内容でした。

続きまして次のページですけれども、事業完了後の状況といたしまして、事業により整備された施設の管理状況に関しましては、管理状況に関するアンケート結果では回答者の16.3%が「適切」、もしくは「概ね適切」と回答しております。主な理由といたしましては、日頃の管理状況を見るに、職員の姿がよく現地で見られ、いつも港湾機能が維持されている、などございました。そういうこともございまして、供用開始から5年経過した現在において、緑地の維持管理上の問題は特に発生していませんので、適切に管理されているものと判断しております。

次に事業実施による環境の変化についてですけれども、環境変化に関するアンケート結果では、回答者の19.7%が「良くなった」、もしくは「やや良くなった」と回答を得ております。主な理由といたしましては、「工業地帯の中に緑地があるのは景観的にも良くなり、市民のためにもなった」、などございます。

ということもございまして、今、八戸港は工業地帯に特化しているものの、事業実施により良好な港湾環境が形成され、地域住民や周辺就労者の憩いの場として親しまれているものと考えております。

最後にまとめといたしまして、改善措置の必要性であります。改善点に関するアンケート結果では、回答者の9.7%が「改善点がある」と回答しており、その中で主な理由といたしましては、「PRや案内が必要と考える」、などでありました。また回答者の72.1%が「どちらとも言えない」、もしくは「分からない」と回答しており、主な理由といたしましては、「行ったことがないので分からない」、などでありました。

これらの結果から、県のホームページでの情報提供や当該緑地へ至る案内板の設置などにより、市民の認知度の向上を図る必要があると考えております。

次に再度の事後評価の必要性であります。上記の改善措置について今後適切に対応し、経過を確認していく必要があるものの、事業効果の発現状況にあるとおり、概ね事業目的が達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないと考えております。

その理由といたしましては、認知度に関するアンケート結果では、回答者の70%が事業が行われたところに「行ったことがない」と回答しているが、今後の利用回数に関するアンケート結果では、このうちの38.1%が「利用してみたい」と回答していることから、当該緑地のPRにより市民の認知度が向上すれば十分な利用が図られるものと考えております。

続きまして、今後に向けた留意点といたしまして、その中の同種事業の計画・調査のあり方に関しましては、多くの市民が利用する事業では、市民参加によるワークショップ等に出される意見を可能な範囲で計画に反映させた上で、整備計画を策定する必要があると考えております。

次に事業評価手法の見直しに関しましては、当該事業は「港湾整備事業の費用便益分析マニュアル」により適切に便益・費用等を算出し評価していることから、その事業評価手法の見直しは必要ないものと考えております。

続きまして、同種事業の内容・手法等の在り方に関しましては、より多くの人に利用してもらうため、事業着手段階から町内会や港湾関係者への事業説明会や完成予想図の看板の設置等によりPRに努め、市民の認知度を高めていく必要があると考えております。

ページをめくっていただきまして、事後評価のアンケート結果につきましては、今回のアンケートの対象といたしまして5km圏内の地域住民と、あと周辺の事業所の就労者を対象といたしまして550部配布しまして、330部回収してありまして、回収率は60%となっております。

詳細のアンケート結果に関しましては、先ほど結果を交えながら御説明をいたしましたので省略させていただきます。

以上です。

(武山委員長)

ただ今の説明に対して質問、コメント等があればお受けしたいと思いますけれども。

(山下委員)

ここは重要港湾なので、ぜひこういう緑地公園は活用していただきたいのと、それからフェリーターミナルが近いですから、もっと外から来るお客さんの方も考えてやっていただきたい。

それから資料の11ページの絵を見ていただければ分かるんですが、この場所は馬淵川の上側の方につけた緑地公園ですよ。ちょっと分からないのが、今、お話になった事業効果の算定基準で、住民に対する満足度で、なぜ5km圏にしたんですか。この緑地を中心にして5km圏というと、例のバイパス道も含めて工業地帯の従業員がいっぱい入って来ちゃいますね。これはなぜですか。

少なくとも八戸の人口は今現在で23万人いますよね。その23万人を対象にした場合はアンケート調査の総数からすると、5km圏じゃありませんけれども、少なくとも2千人いなければいけない。ところがこのアンケートは事業者を中心に採られている。そうすると偏った傾向が出てきませんか。

(港湾空港課)

お答えします。今回のアンケートの範囲を5km圏内にした理由でございますけれども、平成19年度に国土交通省で行われました都市公園利用実態調査報告書によりますと、当該緑地はその面積から見て地区公園で、これは4haで該当するというので、これを使用いたしました。

これによりますと、誘致距離は1km範囲内と謳っておりまして、次に公園に訪れた人と公園までの距離のアンケートの回答によると、地区公園においては5kmまでの距離で、約7割の人が訪れているという結果になっていることから、それらを参考に配布距離を5km圏内といたしました。

(山下委員)

分かります、基準がなく原単位に基づかないとおかしな算定になりますが、それはあくまでも、例えば横浜であれば八景島の周りみたいな都市公園の場合の話ですよ。こういうような工業地帯における、もしくは漁港だとか港湾の中におけるアンケートというのはちょっと違う意味を持ちますよね。

だから、ちょっとバランス的に言うと、いわゆるコンビナートで働いている人たちは目の前で見えるんだけど、八戸に住んでいる人達はこのバイパスを通ったところでも見えないわけですよ、この馬淵川の先にある緑地が。

だから、こういうところまで考慮した上でB/Cをよく計算されると、より効果的なも

のが出る。私自身はこの事業はすごく賛成だし、進めていただきたいところもあるんです。横道の方は海岸の方もあるんだけど。

それからもう1点ありますが、こちらの方は緑地の利用に関する協議会は創られていますか。地区協議会みたいなもの。

(港湾空港課)

これに関しては創っておりませんでした。

(山下委員)

今後、事後評価が必要かどうかは別にして、先ほどお話があった緑地のPRというものよりは、地域の住民がここをどうやって利用するのか、特に今度はハードもので、県さんがやらなければいけないのは、これに対するアクセスなんですよ。アクセスだとか接近性をつくるようなソフトとハードが必要になってくると思う。それをやる場合は、国交省が今やっているように、2007年から要は協議会方針でやれという話が出ていますね。これをうまく援用してやると、これがもっと生きてくる事業になると思うんですよ。

ちょっと意見とコメント。

それからアンケートについては、もう一度やり直さないとか、正確にはB/Cを語れないんじゃないか、というのが私の考えです。

(武山委員長)

他に。長利委員、お願いします。

(長利委員)

私も山下委員と同じ意見なんですけれども。それこそ堤防の高さを地域住民と話し合っ
て決めるとかはないにしても、こういう公園整備の場合は誰を対象に集めるのか、どうい
うものを望んでいるのかというのを、予め来る人を対象に、例えば工場で働く人なのか地
区の人なのか、地域住民ですね、そこら辺の話をまず聞いた上で、その前からPRしてお
かないと、「知らないよ」というような。

何か見ていると、結果はごくごく少ないように見えてしまうんですけど、やり方では
ないのかなと思って。何かもったいないなど。

今後の事業をやる場合は、予め協議会か町内会とか、ある程度の便益を対象とするところ
を予めやっておくというところを今後に生かすべきではないのかなと思います。

(藤田委員)

今後の話ということで、これについて事後評価をさらにやれという話じゃないんですけ
れども。今後、太平洋側の港湾内の緑地に対しては、やっぱり津波に対する何か、安全策

みたいなものは考える必要があるんじゃないのかなと思います。それをハード的につくるのか、それともソフト的に人を集めてどういうふうにその人達を津波の場合に逃がすのかとかいうのは、ある意味、公共施設、これは全部公共施設なんですけれども、公共施設の中で公園、緑地帯というのはやはり人が何かの災害時にまず集まるところですから、それから先に公園の中で何かをやってもいいし、もちろん相当金もかかるでしょうから、それが予算的に無理であれば、じゃあどういうふうなルートでその人達を安全なところまで導くかといったようなことも全部入れて、今後は港湾内の緑地、特に太平洋側は考えていただきたいと思います。

(武山委員長)

他に。

(松木委員)

今は、はっきり言ってほとんど使われていないというような状況で。というのは、多分アクセスが遠いということと、それから知らないというのもそうですし、何か例えば公園のようなものにしたとしてもアクセスの問題で来ないんじゃないのかなという気がして。

ただ災害時のスペースとしてという意味ではいいのかなと思ったんですが。ただ、津波の可能性のある災害だと使えないとなると、どういう災害を想定しているのか私はイメージが分からなくて。

例えば火事が起きた時に、周りに工場がたくさんあって、人がそこに逃げる場所があるとか。ただ、周りを見ると埋立というか、11ページの写真を見ると人がいっぱいいる工場のような形ではないような感じです。どういう災害を想定しているのかということをもう1回教えてほしいんですけども。

(港湾空港課)

最初に申し上げましたけれども、基本的に津波を伴わない地震時ですね、これを基本といたしました。それから写真が不鮮明であれなんですけれども、近くに、もう少し南側というんですか、写真に向かって右側の方に石油のコンビナートがございます。それから先ほど話題にも出ましたけれども、例えばコンビナートの火災とか、当然風向きとかそういう規模にもよりますけれども、そういう時の一時退避場所というか。それらも想定しております。

(松木委員)

やっぱり火災が主な災害という想定でということ。もしそうであれば、もう割り切ってPR云々にお金をかけるよりは、もうアクセスとか、それはもうアンケート調査で今のだとあまり反映されていないというお話もありましたけれど、無理に住民の人に来てもらう

ということにお金をかけるよりは、もう火災時の避難場所ということで割り切って使うというの。ただ、これだけお金をかけているのでそのためだけになるともったいないような気がしますけれども。

今の状況だと、どうなんでしょうね、私としてはアンケートを見る限りでは一生懸命アピールしたところで、例えば定期的にイベントを開催するとか何かとても面白い魅力的な公園の何かの施設があるとかがない限りは、なかなか人を呼ぼうという方向は難しく、それにお金をかけるのはどうなのかなとちょっと思ったんですけれども。

今後のお金の使い方の方向性をちょっと教えてほしいなと思って。

(港湾空港課)

おっしゃるとおり、確かにPRするためにかなりの経費をかける予算もございませんし、その辺は県のホームページにこの場所を載せるとか、あと市役所さんをお願いをして市の広報に載せるとか。あと現地に、県単独費になると思うんですけれども、例えば小さな案内板を立てて、ここに緑地があるよと、小さい公園があるよ、みたいな感じで、ここは当然営利を目的としておりませんので、そもそも人をいっぱい呼び込むという目的もございませんし。

例えば、この側を通った人が休憩のために立ち寄ろうとか、その程度のPRというか目的は持っております。

以上です。

(武山委員長)

他に。

(山下委員)

それをやるとちょっともったいないじゃないですか。もう少し大きくいけばいい。

例えば、11ページに写真がありますが、ちょっと教えていただきたいのは、現況において馬淵川の今のところを埋め立てる時に、11ページの右下の方の写真、この緑地公園の右側、もしくは下側の方に造られているこの造成地、これは何に使うのですか。

今後、ここをもう少し緑地化する計画はあるんですか。

(港湾空港課)

現地のこの下の部分ですか、川の上流部分。平行四辺形の部分というか。

ここは大平洋金属という大きい工場の用地になっています。

(山下委員)

そうすると緑地だけが飛び抜けて、アクセスするために道路は。

(港湾空港課)

アクセスは、現在の状況という写真でいきますと、例えば馬淵川を左方向から渡っていただいて、右端に交差点がございますけれども、この交差点を左折していただいて、または直進していただいて左折していただくと。

(山下委員)

えっ、でもここ、民地になっちゃうんでしょう？

(港湾空港課)

ここの臨港道路の部分は残っております。

(山下委員)

完全に工場の先の方に行かないと、この緑地には辿り着かないと。

(港湾空港課)

そういう、アクセスの関係もございまして。

(山下委員)

これはちょっと大きい問題だな。上の図でいうと八戸港の真ん中に島が2つありますよね。これは八戸独特なんだけれども、ポートアイランド構想で造ったものですよね。本当に石油をダイレクトに入れられるような、荷揚げの支援のロジスティックのために造ったような人工島なんだけれど。そこにこの島を置くんだったら、例えば上の図の中の、その左側に3つふ頭がありますよね。真ん中が例の新しいフェリーふ頭がある。左側の端っこは旧フェリーターミナル。それから右側、馬淵川の方の左側の突堤の3つ目のシーバースみたいになっているところは、今は海釣り公園などを造っているわけじゃないですか。

ということになると、バラバラに置かれちゃうんです。だからせいぜい、ここの緑地が使えるとすれば、八戸大橋を渡るところの高架橋、非常にいい道路ができているんですが、あそこの中の馬淵川の高さは確か12.7mぐらいありませんでしたか。だから津波防災みたいなものに使えるような意味を含ませて、松木先生がおっしゃるように利用計画を作らないと。小さい看板を置いた程度ではちょっとこれ、B/Cは弾けないんじゃないかと思うんだけど。

だから全体的にここの地域のスポットの小さいところのB/Cを叩くんじゃなくて、周りからお客が寄るのか寄らないのか、その効果がどうなのかということを考えないと、整備をしていいのかどうかというのは分からないんじゃないかと思うんですよ。

(武山委員長)

他に御意見、ございますでしょうか。

私の方からですが、これはアンケートの結果でも認知度が低かったり、やはり必要度についても一定の賛同はあるけれども、やはり必要ではなかったという意見もかなりあるという部分で、港湾区域の中で他にも緑地があるんですけど、かなりの部分が避難所を兼ねてとか津波の避難も兼ねてという形でいうと、いわゆるちゃんとした緑地公園というのはここしかないのかなと思いますね。そういう意味では非常に貴重なスペースであるけれども、やっぱり場所的にどうだったのかというあたりが。

あとPRということで、八戸の港らしいという評価も一定、得られていますけれども、やはり港湾区域に入っちゃいけないみたいなことを結構言う人がいたり、知られていないというところが非常に現状でいうと何か可哀想な状況にあるのかなというのが私のコメントです。

他にいかがでしょうか。

それでは、これを含めて評価結果に対する委員会の意見ということでコメントを付ける等を審議したいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

特に異論がないということであれば、県の評価結果については異論がないということになるわけですが、何かコメント等、付ける部分があれば、あるいは再度評価を求めたいとか。

(藤田委員)

附帯意見になるのかならないのか分からないのですが、要は港湾の緑地の津波対策というか、何か言わなくてもいいでしょうか。今後の話です。これについては全然問題はないのですが、もうしょうがなかったですからね、津波が後で起こったし、想定外だったでしょうから。これから何かやる時はそれは必ず入れてもらいたいというふうな。

(武山委員長)

今、回答をいただけますか。津波時に対するこの。避難所に使うという話ではないと思うんですけども。

(港湾空港課)

港湾空港課長の平山でございます。

まずこの緑地というのは親水緑地でございます、いろいろ緑地には種類があります。避難緑地とか、あとは緩衝緑地とかシンボル緑地とか、いろいろありますけれども、この緑地に関しては、八戸港は工業港として昭和39年の新産業都市に指定されてからどんどん沖合に埋立が始まって、結果として市民から海を奪ったといえますか、非常に海が遠い存在になったという経緯がまず1つありまして、地元八戸市からも親水緑地の要望もあ

って、港湾計画に位置づけたという経緯もあります。

ですから、ここが一番近いのが工業地帯で働いている労働者の方々の休憩緑地とか、あるいは一般市民の方は親水緑地ですから海の匂いとか音とか、その辺の船舶の様子とか、近くに海を感じるといった感じで憩い楽しんでいただくというような性格の緑地です。

先ほどから災害がどうだとかこうだとかありますけれども、基本的には津波対策のために造ったものではなくて。ただ高さ的にはL1津波である比較的発生頻度の高い津波に対しては高さをクリアしていますので、一時的な避難地としては津波に対しては可能です。

あと津波とは別に防潮堤というものをここ25年あたりから防護ラインをやるということで、八戸の市民も巻き込んでいろいろありました。確かに壁を造ったら海が見えなくなるとか景観が悪くなるとか、港の利用者も港が非常に使いづらくなるとか、いろんな議論があって、今やっているのが、この写真、左側、三菱製紙のところから、それから馬淵川から左側に3つふ頭がありますけれども、この区間については今は防潮堤等いろいろ事業をやっています。ですから津波を全く考えていないというわけではなくて、津波に対する防護対策は今、まさに進めていまして、28年度、来年度で完了するということになっています。

先ほど、この緑地のPRが、確かに認知度が非常に低くてあまり利用されていないということは我々も認識していますので、これから少しその辺を、市も巻き込んで市民に周知をしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

(武山委員長)

県の評価の中でも今の点はふれられていて、認知度の向上を図る必要があるとか書かれてはいますけれども。

資料9の方ですね、このような形で、というひな形となっています。この中で委員会意見として異論なしということで全て通してよろしいかどうかということで御意見を伺いたいと思いますけれども。

かがみが付いていて、目次があって、各事業ごとに分かれているかと思います。4ページですね。あと最後5ページに再評価と同様に審議経過ということで載せておりますね。この中で委員会としての意見のところ、異論なしで通してよろしいですかね。かなり厳しい意見も伝わっているとは思いますが、ここに載せるかどうかということに絞って御意見があればちょうだいしたいと思いますけれども。

山下委員。

(山下委員)

変なクレームというかコメントを出しちゃうと事業そのものが止まっちゃうから、余計変なことになっちゃうので。八戸さんの事情もよく分かるので、これは続けてほしいんで

す。本当に効果的な使い方を誘導していただければいいです。

(武山委員長)

委員会の意見としては、じゃあ評価に異論なしということによろしいでしょうか。

はい、それでは、そのようにまとめさせていただきたいと思います。

それでは、ここに委員会としては県の評価結果については異論がないということに留めさせていただきたいと思います。

再評価の意見書と同様、最終形の意見書をお送りした後で職務代理者である阿波委員と知事と日程調整の上、知事の方に提出をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではちょっと時間が押してきていますけれども、来年度の事後評価対象事業の選定というところまで行いたいと思います。

それではまず選定の考え方について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは平成23年度完了事業一覧というページを御覧いただきたいと思います。

平成23年度の完了事業は、こちらに記載してあります50事業となります。このうち資料の右肩上の方に青い色で四角く書いておりますけれども、事後評価を実施する事業を選定する際の選定基準に合致する部分、こちらの方が左側の濃い青色の部分となります。これは再評価時に附帯意見を附された箇所は全て対象となりますが、平成23年度完了事業におきましては、附帯意見を付されたものはございませんでしたので該当はございません。

それ以外の選定基準といたしましては、1つ目としまして、再評価を実施したもの、2つ目として事業費や事業期間について計画と実績の差が大きいもの、3つ目としまして、その他の理由があるもの。例えば事業費が非常に大きくて、同種の事業のモデルとなるような事業などが該当すると考えております。

この1から3に該当する事業が多くある場合には、各課2事業までとしておりますので、各課が最終的に選定候補といたしましたものにつきましては横一線に青い色で着色しております。こちらの方が各課が選定候補とした事業となっております。この青い色を着色した選定候補を一覧にまとめたものが、平成28年度選定候補一覧というページになっております。

箇所ごとに具体的な事業内容を記載しておりますのが次の公表事業事後評価選定候補調書となっております。この調書につきましては担当課の方から御説明いたします。

(武山委員長)

それでは担当課の方から、時間も押していますので要領よくお願いできればと思います。

(林政課)

林政課の赤石といいます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

選定候補調書の1ページですけれども、事業種別では治山事業、事業名は地すべり防止事業です。箇所名は鱒ヶ沢町の南金沢地区です。事業主体・管理主体は青森県です。事業方法は国庫補助事業です。財源負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性については、当地区は、平成2年発生の集中豪雨により、地すべりや山腹崩壊が発生し、町道や人家等への亀裂や変状などの被害が生じており、今後も被害が拡大していく恐れがありました。このことから、地すべり活動を抑制する対策工を実施し、地すべり災害の防止、軽減を図ったものです。

主な事業内容は、集水井工が5基、ボーリング暗渠工、床固工、水路工などとなっております。

想定した事業効果は地すべりによる被害から人家等を保全する効果です。

事業の実施経過ですけれども、着手着工は平成6年度、事業完了は平成23年度です。

事業評価の実施時期ですけれども、当初計画は平成6年度から平成20年度で12億4500万の計画でしたが、平成11年度、16年度、21年度に再評価を実施しております。それで、その右端が最終実績で、事業期間は平成6年度から平成23年度でした。

申し訳ありませんけれども、総事業費については記載漏れになっておりまして、ちょうど10億円です。

それから下について計画変更の時期ですけれども、平成15年と平成21年に計画変更を行っています。

それから公共事業評価の状況ですけれども、3回行っており、平成11、16、21の再評価を実施しておりますが、附帯意見はなく、対応方針も継続とされております。2回の計画変更の内容ですけれども、第1回計画変更は対策工の検討・効果判定等に日数を要したことによる工期の延期です。2回目の平成21年度の計画変更は、対策工事の効果判定結果などを基に事業量を見直したことによる事業費の減です。

次に2ページを御覧ください。こちらはもう1つの事業ですけれども、事業種別は治山事業、事業名は海岸防災林造成事業です。箇所名はつがる市の雉子森地区です。事業主体・管理主体は青森県、事業方法は交付金、財源負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性については、当地区は、強風などにより保安林内の立木の衰退が著しく、保安林機能の低下により後方の宅地や田畑等への被害を与えることが懸念されてきました。このことから飛砂・風害・潮害等の防備・軽減を図るための森林造成を行い、防災林の機能を最大限発揮させるために本事業を実施しました。

主な事業内容は、丸太の防風工、丸太の静砂工、植栽工です。

想定した事業効果は、森林の状態が良好に保たれることにより、風害が軽減される効果、それと潮害、これは波浪とか塩害ですけれども、それらから人家等を保全する効果です。

事業の実施経過は、平成22年度に工事を着手しまして、事業完了は次の年、平成23年度です。

公共事業評価の実施の時期ですけれども、事前評価は平成21年度に行って、その当時の計画は平成22年度、単年度で3400万円の計画でした。その右の右の欄の最終実績ですけれども、ここも申し訳ありません記入漏れがありまして、事業期間は平成22年から23年度の2年間、総事業費は4700万となっております。

計画変更の実施時期ですけれども、これは当年、22年度に着手した年に変更しております。変更内容は事業実施年度に行った調査・測量の結果、整備対象区域面積の見直しによる事業費の増加となっております。面積が0.48haから0.63haに増えております。

林政課の2事業の説明はこれで終わります。

(農村整備課)

農村整備課の浅利です。よろしくお願いいたします。座って御説明いたします。

資料の方は3ページ、県営かんがい排水事業、指久保地区でございます。

事業の背景・必要性の方から説明いたします。本地区は奥入瀬川の右岸に展開する1,629ヘクタールの水田地帯で、奥入瀬川、後藤川、藤島川を主水源としている地域であります。慢性的な水不足に悩まされており、農業用水の確保に多大な労力と費用を費やしてまいりました。こうした状況を打開するために、後藤川上流の指久保地点にダムを築造し、後藤川本流への補給と藤島導水路により藤島川とその支流の小林川へ、それぞれ用水補給を行うことで、本地域の農業用水の安定的な確保と供給を図り、地域農業の発展と振興に資するものです。

主な事業内容は、4ページの計画一般平面図にも記載しております。指久保ダム1箇所、藤島導水路3,348m、種原幹線用水路921.3mを整備するものです。

3ページに戻っていただきまして、想定した事業効果は金銭価値化が可能な効果として、農業生産向上効果、農業経営向上効果など、6つの項目を見ております。

事業の実施経過として、事業着手が昭和60年度、用地着手と工事着手は昭和63年度、事業完了は平成23年度となっております。

次に公共事業評価の実施時期についてです。再評価は平成12年度、17年度、22年度の3回行ってありまして、平成22年度時点の事業期間は昭和60年度から平成23年度まで、総事業費は206億6300万円です。いずれの再評価においても附帯意見はなく、評価結果は継続となっております。

事後評価時の最終実績は、事業期間が平成23年度まで、総事業費は225億5100万円でした。

計画変更の実施時期ですが、平成14年度に実施してありまして、変更の主な内容は下の特記事項にあるとおり、ダム形式、ダム諸元の変更や監査廊・地中連続壁の追加による事業費の増額及び工期の延長となっております。

以上です。

(農村整備課)

引き続きまして農村整備課です。5ページ目、海岸事業になります。事業名は県営松神地区海岸保全施設整備事業。事業主体及び管理主体は青森県、国庫補助事業で負担区分は国が50、県が50%となっております。

本地区は波浪による海岸線の侵食が著しかったことから、護岸及び根固を設置してきましたが、さらに本事業によって根固前方の波高を減衰する離岸堤を整備し、農地を保護するとともに国土の侵食防止を図る目的として実施しております。

主な事業内容ですが、下の概要図の赤い部分ですが、離岸堤が11箇所です。堤長が1,124.2mとなっております。

想定した効果については、金銭価値化が可能な効果として、土地保全便益、一般資産保全便益、公共土木施設便益、農作物便益、ライフライン便益を見ております。

事業の実施時期については、事業着手が昭和59年度、工事完了は平成23年度となっております。

公共事業評価の実施時期ですが、再評価は平成13年度、再々評価は平成18年度で、その時点では事業期間が昭和59年度から24年度まで、総事業費が19億4700万となっております。附帯意見はありませんでした。事業の最終時期としましては昭和59年度から23年度までで、総事業費が19億7200万円となっております。

特記事項としましては、この海岸事業については海岸法に基づきまして「海岸事業5箇年計画」により計画的に整備が推進されています。この5箇年計画には個別地区の総事業費は決められておらず、5年間に実施する地区数と、この5年間に実施する予定の事業費の合計が決められていました。このため、当初計画時の総事業費は第4次5箇年計画までに実施した事業費を計上しており、平成13年度の再評価時の総事業費は第6次5箇年計画までに実施した事業費を計上しております。また、平成15年度からは海岸法の改正に伴い、県で策定した海岸保全基本計画に基づき事業を実施しており、ここからは個別地区ごとに総事業費を特定し、平成18年度の再々評価時の総事業費はこの基本計画の事業費となっております。

以上です。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。座って説明させていただきます。

資料は6ページを御覧いただきたいと思います。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産生産基盤整備事業、箇所名等は平内地区で、県管理の清水川漁港と平内町管理の浪打漁港の施設整備を一体で行った事業です。

事業主体及び管理主体は県と平内町で、事業方法は国庫補助事業です。財源負担区分に

つきましては、県事業について国が50%、県が40%、町が10%、町事業について国が50%、県が33%、町が17%です。

事業の背景・必要性ですが、清水川漁港、浪打漁港共に防波堤など整備が不足していたため、低気圧や台風の悪天候時に防波堤や離岸堤を越える波により漁船の通路や停泊地が荒れて、安全な漁船の係留や漁具の積み込み・積み下ろしができない状況でした。また、係船岸不足による陸揚げ作業時の待機時間が発生していたほか、用地不足によるホタテ養殖作業時の混雑や集落内への漁具の運搬、仮置きなど、効率の悪い漁業形態となっておりました。本事業は、これらの状況を改善するため、外郭施設、係留施設及び用地などを整備し、漁業活動の効率化、軽労化を図ることを目的としました。

主な事業内容は、7ページの平面図で赤く着色した施設であります。外郭施設が北防波堤ほか11施設で904m、係留施設が物揚場ほか8施設で634m、漁港施設用地が33,462㎡などとなっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として物揚場の整備による陸揚作業時の待機時間の解消、用地等の整備による養殖作業時の混雑解消、漁具の運搬時間の短縮、防波堤などの整備に伴い港内が穏やかになることによる漁船の耐用年数の延長などの効果です。

事業の実施経過についてですが、事業着手が平成14年度、事業完了が平成23年度となっております。この間、平成21年度に清水川漁港の北防波堤の改良について詳細な調査の結果により整備延長を減じるなどの計画変更を行っております。このため総事業費が、当初計画時の41億6000万円に対し、実績事業費が28億1100万円となりました。

特記事項としまして、平成18年度に再評価を行っておりますが、対応方針は継続とされ、附帯意見はございませんでした。

平内地区の説明は以上となります。

続きまして8ページを御覧いただきたいと思っております。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産生産基盤整備事業です。箇所名等は横浜地区で、県管理の横浜漁港と横浜町管理の百目木漁港、源氏ヶ浦漁港の施設整備を一体で行った事業です。

事業主体及び管理主体は県と横浜町になり、事業方法は国庫補助事業です。財源負担区分は県事業について国が50%、県が40%、町が10%、町事業について国が50%、県が33%、町が17%です。

事業の背景・必要性ですが、横浜漁港及び源氏ヶ浦漁港では、防波堤などが不足していたため、低気圧や台風の悪天候時に漁船の通路や停泊地が荒れ、陸揚作業などに時間を要していたほか、用地不足のため集落内へホタテ養殖籠を運搬し仮置きするなど、作業効率の悪い漁業形態となっておりました。また、百目木漁港についても防波堤や物置場のない場所で作業効率の悪い作業活動を行っておりました。本事業はこれらの状況を改善するため、外郭施設、係留施設及び用地などを整備し、漁業活動の効率化、軽労化を図ることを目的としました。

主な事業内容は8ページと9ページの平面図で赤く着色した施設であります。外郭施設が第2西防波堤ほか18施設で1,399.9m、係留施設が岸壁ほか7施設で406m、漁港施設用地が20,036㎡などとなっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として防波堤などの整備による漁船の耐用年数の延長、それから出漁準備・陸揚げ・係留作業時間の短縮。漁獲機会の増大効果として、港内が穏やかになることによる出漁可能日数の増加などの効果です。

事業の実施経過についてですが、事業着手が平成14年度、事業完了が平成23年度です。この間、横浜漁港において本事業で埋立造成した用地に横浜町漁協が荷捌き所を移転新築することになったことに伴い、平成21年度に突堤45m、岸壁120mを追加するなどの計画変更を行っております。

総事業費は当初計画時の37億円に対し、実績事業費が42億8500万円となっております。

特記事項として、平成18年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続とされ、附帯意見はございませんでした。

横浜地区の説明は以上となります。

(道路課)

道路課です。道路課は2件ございます。10ページをお開きください。

事業名は中野北高岩停車場線、道路改築事業、事業箇所は八戸市上野地内です。事業主体・管理主体とも青森県です。交付金事業で実施しておりまして、負担区分は国が65%、県が35%となっております。

事業の背景・必要性についてです。本工区は道路幅員が最少3mと狭く、車両のすれ違いが困難であったことから、安全で円滑な交通を確保し、国道104号や福地工業団地へのアクセス向上を図り、地域の活性化に寄与する目的で本事業を実施したものです。

主な事業内容は、全体延長614m、車道幅員6m、路肩や歩道を含めると全幅で11.5mとなっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果としてバイパスの整備による走行時間の短縮、走行費用の減少、交通事故の減少、冬期間の走行速度向上、通行危険箇所の解消。その他の効果といたしまして、国道104号へのアクセスが良くなったこと、走行性の向上、歩行者の安全が確保されたことなどが挙げられます。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成11年度、用地着手が平成15年度、工事着手が平成19年度でした。事業の完了は平成23年度となっております。事業計画においては平成23年度までの工期で5億5800万を見込んでおりました。最終の実績としましては、平成23年度で完了、事業費につきましては精査の結果、4億9800万となっております。

特記事項としまして、平成22年度に再評価を実施しております。対応方針は継続の評

価をいただきました。個別の附帯意見はございませんでした。

次、11ページです。事業名は南部田子線、道路改築事業、事業箇所は三戸町下平地内です。事業主体・管理主体とも青森県です。県単独事業で実施しておりまして、負担区分につきましては、県が100%となっております。

事業の背景・必要性についてです。本工区は沿線集落と三戸町中心部を結ぶ生活道路であり、定期バスやスクールバスのルートとなっておりますが、道路幅員が最少4mと狭い上に線形不良箇所があるため、車両のすれ違いに支障を来しており、交通安全上危険な区間となっていたことから、交通の円滑化や沿線住民の安全性の向上を図るため実施したものです。

主な事業内容は、全体延長700m、車道幅員5.5m、全幅で7mとなっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として先ほどの事例と同様、走行時間の短縮等が揚げられます。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成10年度、用地着手が平成15年度、工事着手が平成20年度でした。事業の完了は平成23年度となっております。この間、公共事業費が大幅に削減され、完了工区へ予算の重点配分を図ったことにより平成16年度から18年度まで事業を中止しておりましたが、平成19年度から再開し事業を完了しております。事業計画においては平成23年度までの工期で3億1100万を見込んでおりました。最終の実績としましては、23年度で完了、事業費につきましては精査の結果、3億6500万となっております。

特記事項といたしまして、平成19年度に再評価を実施しております。対応方針は継続の評価をいただきました。個別の附帯意見はございませんでした。

道路課については以上です。

(河川砂防課)

河川砂防課です。調書の方は12ページになります。

事業種別は河川事業、事業名は総合流域防災事業、箇所名は青森市の新城川になります。事業としては国庫補助及び交付金で、国50%、県50%の負担となっております。

事業の背景・必要性としましては、自然環境の保全に配慮しながら河川改修工事を行い、新城川沿川の人家や田畑を洪水被害から守るため、本事業を実施しております。

主な事業内容としては、築堤工、それから護岸工が11,240m、掘削工が5,620m、JR橋の架け替えが2橋、道路橋の架け替えが14橋となっており、下の方の概要図のように河道拡幅して河川の流下能力を向上させるというものです。

想定した事業効果としては、金銭価値化が可能な効果として、洪水氾濫による被害防止効果、家屋、家庭用品、農作物等を対象にしております。

事業の実施経過としては、事業着手が昭和41年度、事業完了が平成23年度となっております。それから公表事業評価の実施時期としては、平成10年度、15年度、20年

度の計3回、再評価を実施しており、いずれも対応方針は継続、個別附带意見なしとなっております。総事業費は当初計画時の82億7000万円に対し、最終実績額は102億800万円となっております。計画変更の実施時期については、計画の変更はありませんでした。

以上です。

(都市計画課)

都市計画課です。13ページをお願いします。

事業種別は街路事業、事業名は3・2・2号内環状線道路改築事業、事業箇所は青森市の石江字江渡から石江字三好地内です。JRの青森駅から新青森駅へ向かっていきますと、4車線の道路が線路をくぐっておりますけれど、その場所のことでございます。事業主体は青森県ですが、事業完了後の平成23年12月に青森市に引き渡しを行い、現在は市が管理をしております。事業方法は国庫補助と一部県単独費で実施しており、財源・負担区分については国が55%、県が30%、市が15%となっております。

続きまして事業の背景・必要性についてですが、内環状線は青森都市圏内における骨格道路網を構成する環状道路ですが、当該事業はこのうちJR奥羽本線を立体交差し、国道7号西バイパスに至る延長0.52kmを整備したものです。東北新幹線新青森駅と青森インターチェンジやフェリーふ頭などの交通拠点、さらには三内丸山遺跡や県立美術館といった観光拠点とのアクセス向上による産業経済や観光の活性化への寄与、また鉄道交叉の立体化による交通渋滞解消による安全・安心で暮らしやすいまちづくりの実現を目的とし、平成14年度に事業着手しました。

お手元の資料には平成17年度事業着手とありますが、平成14年度に訂正いただくようお願いいたします。申し訳ございません。

次に事業内容ですが、施行延長は524m、幅員は車道部13m、全幅27mから42mの4車線道路の整備でございます。JR奥羽本線をアンダーで通過する立体交差部の延長は64.8mとなっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果としては交通の円滑化で、具体的には走行時間の短縮などです。その他の効果としては、快適性の向上、安全性の確保といった良好な歩道環境の創出が挙げられます。

事業の実施経緯ですが、先ほど訂正させていただいたとおり、平成14年度に事業着手し、平成23年度に事業を完了しております。事業期間、事業費及びその計画変更についてですが、当初計画時は平成14年度から平成22年度までの事業期間で、総事業費については、訂正が多くて大変申し訳ありませんが、ここの数字も9020から9040に訂正していただいて、90億4000万円と見込んでおりました。それを平成22年度の計画変更で事業期間を1年延長し、平成23年までとし、事業費については83億3000万円に減額しております。最終の実績といたしましては、事業費は81億9900万となっております。

ります。

以上でございます。

(港湾空港課)

続きまして港湾空港課です。14ページをお願いいたします。

事業名、野辺地港地域再生基盤強化事業、箇所名、野辺地港野辺地地区、場所は野辺地町になります。事業主体・管理主体とも青森県です。事業方法は交付金によります。財源・負担区分ですが、国33.3%、県50%、市町村が16.7%となっております。

事業の背景・必要性についてでございますが、野辺地港においてはプレジャーボートなど小型船舶の係留施設がないことから、小型船舶が雑然と放置され、安全で効率的な港湾利用や周辺景観に悪影響を与えている状況でありました。このため、小型船舶の収容施設を整備し、放置状態を解消して、港湾の適正な利用と秩序維持を図るために本事業を実施いたしました。

主な事業内容といたしましては、斜路1式、陸上保管施設46隻分、係留施設、これは水域ですけれども24隻分、浚渫1,000㎡となっております。

想定した事業効果といたしましては、金銭価値化が可能な効果としまして、施設利用者が支払う使用料による収入、その他の効果といたしまして、地域環境の向上の効果、安心・満足感の獲得効果、事故及び海難の減少の効果、港湾施設被害の低減となっております。

事業期間といたしましては、平成21年に事業着手いたしまして、平成23年度で完了しております。総事業費に関しましては、当初2億1000万が最終で1億2600万となっております。大きな減額となっておりますが、この理由といたしましては平成20年の事前評価の時点では現在の係留施設、図面でいうと赤色の部分ですけれども、この係留施設が整備された前面の水域エリアに浮き桟橋を2基整備して、ここに船の一部を係留させると。残りの部分は陸上ということで考えておりましたけれども、詳細検討をした結果、既存の施設、これは物揚場でございますけれども、ここを係留施設として使用できるということから、もちろん必要船舶の数はクリアできております、そういうことが判明いたしまして、かなりの減額に至ったということでございます。

以上です。

(武山委員長)

それではただ今の説明にしたがって、来年度の事後評価の箇所をマックス4件程度選びたいと思いますけれども、ただ今の説明の中で検討のために必要な質問等があればお受けしたいと思いますけれども。

特によろしいですか。また気がついた時でもいいです。

それで完了事業の一覧の中から選定候補一覧ということで、11件、今説明をいただきました。候補の中からじゃなくてもよろしいですけれども、この箇所を事後評価したいと

ということがあればお受けしたいと思います。

(阿波委員)

1点だけ私の方から。今回の調書の番号でいきますと31番の河川事業。青森市の新城川の河川改修事業の工事を選定してはどうかと思います。

1つは、金銭価値化できる効果として洪水、氾濫による被害防止効果と併せて事業の背景・必要性のところでは自然環境の保全に配慮しながら記載されておりますので、この辺の自然環境に対する影響等を含めて事後評価をしてはどうかと思いました。

この1件です。

(武山委員長)

今、阿波委員の方から31番というのが出されましたけれども。

他の事業について、ぜひここを事後評価すべきということがあればお受けしたいですけれども。

質問等があればしていただいてもよろしいですけれども。

山下委員の方からは特にはないですか。

藤田委員、特にいいですか。

(藤田委員)

そうですね、49番、事業費が大きいということで。

(武山委員長)

他にありますか。

私の方から、典型的なダム事業、9番の指久保地区を選ばせてもらえればと思いますが。他にありますか。よろしいですか。

であれば、9番のかんがい排水事業指久保地区と31番の総合流域防災事業、青森市の新城ですね。あと49番の街路事業ということになります。青森市の内環状線ということで。3件ということで私の方から提案したいと思いますが。御意見があれば、よろしいですか。

それでは、その3件ということに決めさせていただきたいと思います。

ちょっと時間を超過してしまいましたけれども、以上で本日の予定は全て終了しましたので事務局の方に進行をお返します。

(事務局)

それでは事務局から事務連絡でございます。本日の配布資料及び議事録につきましては、事務局である企画政策部企画調整課におきまして縦覧に供するとともに、県のホームページ

ジにおいても公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

大変長い間、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして柏木企画政策部次長から御挨拶を申し上げます。

(柏木次長)

本日の会議をもちまして、今年度の審議委員会が終了いたしますので一言御挨拶を申し上げます。

本日は再評価及び事後評価に関する意見書を取りまとめいただきまして、誠にありがとうございました。また、お忙しい中、これまで3回にわたりまして委員長はじめ委員の皆様様の御理解と御協力のもと、熱心な御議論をいただきましたことに重ねて厚く御礼を申し上げます。

今後の公共事業の執行にあたりまして、委員の皆様から頂戴いたしました御意見も十分に踏まえながら、関係部局が連携して適切かつ効率的に対処してまいりますので、今後とも一層の御指導をお願い申し上げ、御挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

では、以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたり大変ありがとうございました。お疲れさまでした。